

令和元年（2019年）9月紀北町議会定例会会議録

第2号

招集年月日 令和元年9月3日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 議 令和元年9月10日（火）

出席議員

1番	宮地 忍	2番	田島明良
3番	柴田洋巳	4番	岡村哲雄
5番	大西瑞香	6番	原 隆伸
7番	奥村 仁	8番	樋口泰生
9番	太田哲生	10番	瀧本 攻
11番	近澤チヅル	12番	入江康仁
13番	家崎仁行	14番	東 清剛
15番	平野隆久	16番	中津畑正量

欠席議員

なし



(午前 9時 30分)

---

### 東清剛議長

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

---

### 東清剛議長

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

まずはご報告申し上げます。本定例会において8人の議員から一般質問の通告書が提出されました。一般質問については、本日は4人、11日の本会議で4人ということで、2日間で運営させていただきたいと思っております。

なお、会議の終了時間でありまして午後5時までに予定する通告者の質問が終了するような場合においても、その時点で会議を閉じることといたしますので、ご了承ください。

それでは、日程にしたがい議事に入ります。

---

## 日程第1

### 東清剛議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

7番 奥村 仁君

8番 樋口泰生君

のご兩名をご指名いたします。

---

## 日程第2

### 東清剛議長

次に、日程第2 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第2項の規定により、通告書は去る9月3日に締め切り既に執行機関に通知済みであります。本日の質問者は4人といたします。

運営については、議員の発言の持ち時間は30分以内とし、持ち時間の残りを残時間表示用のディスプレイ画面で、質問者に対し周知することにいたします。

質問の方法については、会議規則第50条但し書きにより、議員の質問はすべて質問席から行うことを許可いたします。最初に通告しましたすべての事項について、質問することも可能でありますし、通告した事項について、1項目ずつ質問することも可能であります。

なお、事前に質問の相手を通告してありますが、一般質問の調整も行われていることと思いますので、基本的には町長から答弁をいただき、数字的なことや事務の執行状況など、担当課長等の答弁は最小限にとどめていただき、議事の運営にご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 東清剛議長

それでは、11番 近澤チヅル君の発言を許します。

近澤チヅル君。

### 11番 近澤チヅル議員

皆さん、おはようございます。

9月議会の一般質問を行います。9月に入ったとはいえ、ここ数日は大変暑い日が続き、町民の皆さまには熱中症など気をつけていただきたいと思います。学校では、今年から普通教室にクーラーが設置され、涼しい中で授業が進んでいることを喜びたいと思います。

まず、それでは質問に入らせていただきます。はじめに1番の乳幼児教育無償化と学校給食について、その質問をすべて終わってから2つ目の質問に進みたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、1番、乳幼児教育無償化と学校給食について、2017年の総選挙で安倍政治が打ち出した幼児教育の無償化が、いよいよ10月1日から実施されます。そのための予算措置と子ども・子育て支援法等の改正法が成立いたしました。無償化は子育て世帯の負担軽減に役立つ点で大いに前進したと思います。国の施策です。

政府は、改正法は幼児教育無償化を実現するための法律であると説明しておりますが、実際には都会において待機児童がいつまでも減らない保育園不足など、それを補うために新制度に移行していない都会の幼稚園や認可外保育施設などの利用を推進し、その負担を軽減するための利用者補助制度を創設するものであるという面もあります。

認可保育施設の幼児無償化は法律を変えなくても、政省令の改正で行えます。今回の法改正とは直接関係がないのではないかと思います。さて 10 月 1 日から 3 歳から 5 歳児の認可保育所や紀北町のような保育園は保育料が無料となります。一方で保育所におきましては、副食費、月 4,500 円が公的給付の対象から外され、保育施設が実費徴収することになります。給食費を利用者が国の制度で払うことになります。そこで国は負担増にならないよう、これまで保育料が免除されていた生活保護世帯や 3 人目の子どもに加えて、年収 360 万円以上の世帯を新たに副食費、給食費も免除されることになっております。

ところが一般的には保育料が無料になったといいながら、公的給付から外した給食費の新たな負担が発生したのです。幼稚園においてはもともと保育料に給食費が含まれていなかったもので、幼稚園も保育所も同じ条件になったと言えます。この中でこの両者の保育費の負担を紀北町は独自で軽減します。国は無償化と言いながら給食費を実費負担にしました。この負担を紀北町は町民のために無償にしたのです。限られた予算の中で町民の子育てを支援するということが実行された第一歩ではないでしょうか、喜ばしい評価する出来事でございます。本来の地方自治の姿を示されたこと、私はこのことを評価し、もっと胸をはって町民の皆さんに知ってもらうべきではないかと思います。

ところが 0 歳～2 歳児については、国は免除の範囲を拡大、新たに先ほどの保育所の 3 歳児と 5 歳児と同じ制度でございますが、住民税非課税世帯を加えたそういう税制面はありますが、保育料は基本的に据え置かれました。そして、この保育料の中には 3 歳から 5 歳では公的給付から外された給食費も保育料の中に、0 歳～2 歳は含まれております。食料品の軽減税率と同様、大変複雑です。総合的に町として持ち出しは増えたとは思いますが、実態はどうなのでしょう。紀北町の乳幼児教育無償化の現実とは 10 月 1 日からどうなるのか。そしてこの国の制度に対する町長の認識をお伺いいたします。

### **東清剛議長**

尾上町長。

### **尾上壽一町長**

皆さん、おはようございます。9 月定例会の一般質問、まずは近澤議員のご質問にお答え

したいと思います。

給食食材費における町独自の支援と国の制度に対する認識についてとご質問いただきました。まず町単独の支援のほうから申し述べさせていただきます。保育所における食材費につきましては、幼児教育・保育の無償化においても、従来利用者負担、保育料に含まれると定義されていた食材費を無償化の対象外として、保護者から実費徴収することと国より示されているところでございます。

本町におきましては子育て世帯の負担軽減を図るため、保護者の負担がないよう町単独の支援を行いまして、給食費を無償化とするため事業補助金を増額いたしました。それに対する影響額といたしましては、町の負担分として今年半年分が125万6,000円の増額。来年1年分の影響額は約324万円の増額になると試算をいたしております。

国の制度に対する私の考えにつきましては、今回の幼児教育・保育の無償化の目的、趣旨というのは、少子化対策として子育て等に関わる経済的負担を低減していこう。そして、社会全体で子育てを応援していく国にしていこうということと、将来にわたる人格形成の基礎を育む幼児教育、この重要性を踏まえて幼児教育・保育にかかる無償化を実施したと考えております。

## **東清剛議長**

近澤チヅル君。

## **11番 近澤チヅル議員**

それでは、全体のことについてお伺いしたいと思います。今回の消費税増税を財源にしているところが、私は前進したことは評価しますが、そこには問題もあるかと思えます。現実に紀北町でも低所得者の方の消費税増税に伴って、一番影響を受ける低所得者の方の恩恵が少ないことになっているのではないかと思います。

今回の保育料無償化で3歳～5歳児の方は196人おりますが、そもそも認可保育所の保育料は所得に応じた段階保育料になっているので、既にある程度の減免されている方以外でも、ある程度の減免はあったこととなります。そのためこの無償化で恩恵を一番に受けると思われるのは、低所得者層ではなく、これまで比較的高い層とされた人たちに偏る結果となっておると思えます。

例えば紀北町でみると10階層のあるうち2階層、1階層は生活保護なので無料なんですけれども、住民税非課税の世帯の保育料は4,500円です。国の制度をそのまま移行されると給食費が分離され、その料金は4,500円でまったく保育料が変わらない状態が、国のいうと

おりにすればあったわけですが、今回これが町の負担で減免され、本当に0が実現したことは喜ばしいですけど、4,500円の金額でございます。一方10階層の高額所得者は保育料が4万7,200円、例え給食費で4,500円引かれても4万2,700円減額されることになります。やはり収入がある方のほうが恩恵が高くなるのではないかと私は思います。

そして政府はどういう階層の人が一番今回の軽減の影響を受けるかということに際しまして、資料を示しておりますが、年収640万円以上の世帯の方が、政府の試算では60%から70%いるということですが、紀北町では10階層のうち1番利用者層の多いところは、何段階でどういう保育料の方なのかお伺いいたします。

#### **東清剛議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

どの段階かということは担当のほうから答えさせますけどね、今議員が高所得者にも影響があると、のほうに恩恵があるとおっしゃいましたが、私としては幼児教育が無償化になるということ素直に喜びたいと思いますので、そこはご理解いただきます。

#### **東清剛議長**

中村福祉保健課長。

#### **中村吉伸福祉保健課長**

高所得者が優遇なのでないかというご質問なんですけど、低所得者の方の保育料は既に公費を投じて負担軽減を図ってきておりました。さらにこれまで低所得者世帯を中心に先んじて段階的に無償化の範囲を拡大しております。また、議員がいうように保育料のほうで、一番多い部分のところに、国のほうでいうと5階層あたりが多いのではないかなという感じで思っております。以上でございます。

#### **東清剛議長**

近澤チヅル君。

#### **11番 近澤チヅル議員**

紀北町ではどの層の方が多いかということをお尋ねしたんですけど、わかりますか。そして、今お答えになった中でですね、低所得者の方にもちゃんと今までも行っているということですが、国の標準価格は2階層の住民税非課税の国の基準は6,000円なんです。そして実際に紀北町は4,500円、町で1,500円補助しておりました。ところが一番高い10階層ですと10万1,000円、国が基本の保育料を決めておりますが、4万7,200円、倍以上の5万

3,800 円を町が負担していたこととなりますので、先ほどの答弁が正しかったのかどうか疑問に思うところもありますが、それは別として何階層の方が紀北町では多いのかお伺いいたします。

#### **東清剛議長**

中村福祉保健課長。

#### **中村吉伸福祉保健課長**

国の基準でいきますと第5階層、こちらのほうが多いような感じになっております。ただ、世帯の階層につきましても、年度によってその所得によって上限があるものですから、今年が第5階層、その年によっては4階層、それでまたある時については3階層と、その所得に応じてその階層の部分が変化しております。また、議員のほうから第2階層のところについては、軽減額が少ないんじゃないかというようなご質問なんですけども、平均しますと紀北町のほうの軽減といたしますと、だいたい約4割、基準額のほうから約4割減額したのが町のほうの基準となっております。以上でございます。

#### **東清剛議長**

近澤チヅル君。

#### **11番 近澤チヅル議員**

少ないということを指摘しているのではなく、現状を私はお伺いしております。

そして次に、今回の先ほど社会全体の町長の見解はですね、私は国の制度に対して各市町はですね、負担が増えて大変だとか、うちの給食費については町の持ち出しがあったわけですが、それぞれについてどのように考えているか、評価しているかというところをお伺いしたんですけども、社会全体の問題であるというお答えだったので、どうお考えなのかどうか紀北町としてはですね、お伺いします。

#### **東清剛議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

無償化自体につきましてはですね、今まで町も先ほどからご説明いただいたように、町も補助しておりましたんで、その部分が減額となりますんで、先ほど申しただいたような国と町との差額が基本的には町が今まで出していたんで、その部分が2分の1、4分の1といった形になったんで、その部分に対しては町はですね、そのことそのものに対して減額ということになりますんで、我々としてはその分が無償化になって、そしてまた食材費を町



が負担できるという、その制度がですね、あったことによってこの食材費の無償化も取り組めたもんだと思っております。

**東清剛議長**

近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

今回ですね、わかりました。社会全体の問題であると認識しているとお答えもいただきましたが、0歳～2歳児についてはですね、給食費はそのままほとんど据え置かれました。紀北町でこの制度によって今回無償化が実現したのは、何人なのでしょうお伺いいたします、0歳～2歳児ですね。新たに保育料は据え置かれましたけども、お伺いします。

**東清剛議長**

中村福祉保健課長。

**中村吉伸福祉保健課長**

0歳～2歳のところで無償化になったというようなところで、全部のなかで言いますと、29名が無償化の対象となっております。以上でございます。

**東清剛議長**

近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

29名のうち今度非課税世帯が追加されたわけですがけれども、追加されるわけですが、それは何人なのかお伺いします。

**東清剛議長**

中村福祉保健課長。

**中村吉伸福祉保健課長**

非課税世帯のところにしましては、全部で9名でございます。

**東清剛議長**

近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

9名の方しか100人近くいる中で、今回の国の制度では恩恵が増えませんでした。それでですね、私あえて今回、本来は幼児教育無償化が正式な名前だと思いますけれども、乳って0歳児～2歳児のことを思ってつけさせていただきました。0歳～2歳児の方は9名の方しか恩恵がありませんでした。そして3歳から5歳に関しては、町独自で予算化をしております。

す。先ほど町長が言っておられました、今まで3、4割の保育料を今まででも町が負担していたので、それらを財源にして今回のことも措置されたと思うんですけども、0歳～2歳までもその金額の中で負担にはならないとお答えがあったのですから、ぜひ0歳～2歳の方ですね、保育料の免税、せめて給食費にあたる部分、また保育料全体にこれらの負担が増えなかった部分を充てて、町独自を0歳～2歳児も支えてやっていただきたいと思い、無償化について考えていただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

**東清剛議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

0歳～2歳児も国のいろいろ手当があります。それに対して町のほうもですね、今もう既に800万円の負担をさせていただいておりますので、今回0歳～2歳児につきましてはですね、その負担の軽減ではなしに継続という形でさせていただきたいと思います。

**東清剛議長**

近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

ぜひこのこともですね、継続で検討はされたのか、今までのことを継続ということですが、今回で検討もされなかったのか、されたけどしなかったのかお伺いします。

**東清剛議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

もちろんこういうお話も出ました。しかしですね、今回国の制度の変更に合わせての紀北町も変更でございますので、国がまた今後0歳～2歳の間でですね、いろいろな制度の変更があれば我々も考えていきたいと思いますが、既に先ほど申し上げたように、負担もさせていただいて軽減させていただいております。そういったものを国の動向も見ながらですね、我々はまた今後また0歳～2歳のところもですね、考えていきたいなと思います。

**東清剛議長**

近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

ぜひ考えていっていただく、その第一歩にさせていただきたいと思います。

2番目に移ります。国の給食費の食材費も今回は町で負担が増えました。やはり保育費そ

もそも給食は保育の一環であって、保護者から実費徴収すればその位置づけが変わってしまうことにもなりかねませんでした、紀北町においても。これは介護や医療へ食事代が保険から外れるというのと同じ考え方ではないかと思いますが、給食費の食材費も負担が紀北町も増えておりますので、無償化の対象にするよう国に意見をあげていくべきだと思いますが町長の考えをお伺いいたします。

**東清剛議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

税と社会保障の一体改革ということからですね、これは行われていることだと思いますけど、私といたしまして食材費も国の無償化になれば、先ほどの0歳～2歳も一緒なんですけど、本当にありがたい話なんですけど、なかなか難しいことだと思います。ただ、我々先ほども申したんですけど、保育料が無償になった、これを素直に喜んでですね、また新たな国の制度がこういう社会保障等にいろいろな形で取り組んでいただければありがたいなという思いです。

**東清剛議長**

近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

その思いをですね、国に意見としてあげていただきたいというのが、私の質問でしたので回答をお願いします。

**東清剛議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

状況等を見てですね、国の動き等、まだ10月1日から始まるものですから、そういうのも見定めて、そういう行動が必要であれば、また必要と感じた時に、そういう要望等もさせていただきたいなと思います。

**東清剛議長**

近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

ぜひお願いしたいと思います。

続きまして、幼児保育の質的拡充を求める。今回の保育料の無償化に給食費の実費で、基

本的には4,600円、公定価格から引かれることになるんですけども、内閣府は22日付けで自治体に、10月からの特定教育・保育料の費用告示案を送付し、すべて公定価格を4,500円でなく5,090円引き下げると通知があったと新聞報道がありました。紀北町にはまだ届いてないようですが、この金額を単純にすると各保育所で、一人当たり運営費が600円減るということですが、子どもの処遇や職員の労働条件に直撃することになるかもしれませんので、このような単価の引き下げは許されるべきことではないと思います。

幼児教育・保育にとって最も大切なのは、子どもにとっての最善の利益は何かという視点だと思います。今回、給食費を無料にしたのだから、この現状に満足することなく、質の拡充についても少子高齢化で、保育所、幼稚園の存在も大変な時期にきていると思いますが、拡充についてもどう考えておられるか、町長の考えをお伺いいたします。

#### **東清剛議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

単価等の引き上げはまだきっちり町のほうへ来てないかとも思います、議員の、私もちょっと知りませんでしたので、質の充実はもちろん高めていくのが必要だと思っておりますが、それがその単価にどう影響するのか、まだこれからのことなんで、保育所運営協議会等でもすね、議論しながら。ただ保育所の運営、経営されている方からは、この給食費についてはすね、大変ありがたいと食材費のことですすね、というお話も私は直接伺っておりますので、より一層そういう保育に欠ける子どもたちがすね、保育に入っていけるのではないかと思いますので、私はそれ自体はいいと思いますし、充実、拡充、これはすね、どんどん行っていただきたいなと思うところでございます。

#### **東清剛議長**

近澤チヅル君。

#### **11番 近澤チヅル議員**

ぜひその姿勢で子どもたちのどんな保育が、子どもたちに一番利益があるか、その視点に立って少子化の子どもたちを守っていただきたいと思います。

続きまして、4番目の学校給食費の無償化というところに進みます。今回、乳児教育の無償化で3歳～5歳は無料になりました。でも0歳～2歳は町長は前向きに検討していく一歩にしたいという、先ほどの答弁だったと思いますが、しかし、義務教育の無償化という観点から言えば、小中学校でも給食費を無料にする手立てが必要だと思います。

紀北町では既に就学援助費で、小中学校では5人に1人が既に無料になっております。そして、3人目の子どもについても無料になっておりまして、小中全体でいけば約3割の方が既に国の制度のとおり紀北町では実施され、無料になっております、現時点で。残すところはあと7割弱だと思いますが、せっかく乳幼児教育の無償化が実現し、そして町独自の施策もされました。この機会に0歳～2歳もさらに私はまた小中学生についても、給食無償化に進む時が、その時がきていると思います。既に隣の大紀町では、保育園も幼稚園も小中学校も今回の消費税の財源ではない、その時からすべて無償で0円です。その隣の度会町や南伊勢町でも給食費の半額が既に無償になっております。乗り遅れないよう子どもたちを大切にす視点で、紀北町でも無償化に踏み切るべきだと思いますが、町長の見解をお伺いいたします。

### **東清剛議長**

尾上町長。

### **尾上壽一町長**

学校給食費の無償化についてはですね、10月からの子ども・子育て支援法改正に伴いまして、幼稚園における保育料、さらには町単独施策として一時預かり保育、幼稚園給食費の無償化を実施しているところでございます。

議員ご指摘の学校給食の無償化についてでございますが、学校教育法第19条において、経済的理由によって就学困難と認められる学童、児童・生徒の保護者に対しては、給食費を含めた就学援助費を支給することが定められておることで、今、議員がおっしゃっていただいた内容でございます。

そして、町単独では第3子以降の子どもに対する給食費の補助を行っているところでございます。ただですね、今ここまでくるのも大変な中、こういう補助制度をですね、やってきております。過去のことを言って申し訳ない、まず先に結論を言います。大変今の段階では難しいなということなんです、今いろいろ子育てのですね、施策を重ねてまいりました。ここまで来たんで我々としてはですね、ここで状況を見ながらどうしていくかなというのが、本当の気持ちです。

先ほど申し上げたように国のですね、施策もおそらく消費税が目的で生かしてやっていくわけなんです、社会保障ね、今回の2%に関しては。我々としてもですね、そういったものは消費税、地方にくる2.2%のうちの1.2%が社会保障に使いなさいよというお金なんです。でもその枠自体はですね、もうほとんどいっぱい、頑張っってそちらで使わせてい

ただいております。

ただ紀北町は財政力指数が大変低いですよ。そういうなかでこういう子育て世帯が、なぜ子ども・子育てとできたのかということになりますと、やっぱり合併特例債、緊急防災・減災事業債、ここで約10年、合併してから80億円近い事業費を使っております。ここでこういったお安い交付税措置のある起債を使うことによって、今こうやってあげられてきたんです。これが例えば5割しか国の補助金が入らない、この2割、4割しか入らないと、3割として20数億円、結局余分に町が払わなければいけないんですよ。だから、こういった合併の効果を最大限に子ども・子育て支援、社会保障に使いたいなという思いで、私徐々に上げてきました。

ですから、今の段階で、もうそういう有利な起債もですね、なかなか難しい中で、これ以上社会保障がどこまでできるのか、これはもう少し見極めた上でですね、ポイント、ポイントでやってかないかと、もう総花的にやっていくのは、もう紀北町のような財政力のところは難しいのではないかと思います。もちろん先ほど大紀町のお話とか、いろいろされました。それぞれの町でそれぞれのやっぱり町の中心となる施策がございますので、どっかでそれをやっているということは、どっかを削っているということなんで、我々もそういうところを勉強しながらですね、どういう形で子ども・子育てや高齢者の皆さん、そういった大変な世代にですね、どうやって力を入れていくか、これはこれからも財政と相談しながらやっていきたいなと思います。

## 東清剛議長

近澤チヅル君。

## 11番 近澤チヅル議員

ハード面の子育て支援はかなり合併特例債などで進んだと思いますが、ソフト面もですね、財政が大変な中で、子どもたちはここ数年やっておりますけど、年々減っております。今年、金額を予算化されたとしてもこの予算化は、残念ながら増える傾向ではありません。子どもたちは年々減っております。広報を見て毎月悲しんでおられるのは全町民の皆さんではないでしょうか。少なく生まれる子どもたち、そして、これから産もうとする人たちに、やっぱり学校給食費が無料だったら、義務教育中は本当の無償化が実現すると思いますので、安心して子どもを生み育てるためには、やはり金銭面は大事ですけど、それ以上の志が必要だと思います。ぜひこのことについても前向きに考えていただきたいと思います。地方自治体の大きな役目だと思います。国は本当に遅いです。全国で文部省が調査したんですけども、あ

まり進んではおりませんが、ほとんどの実施しているところは小さな自治体です。もうこれ以上、人口が減ってはならないという自治体の実施しております。紀北町ももちろんその中には入ると思いますので、この点についても義務教育無償化を頭に頑張っていたいただきたいと思います。

最後に同じ答弁になるかもしれませんが、ご決意のほどをお伺いいたします。

#### **東清剛議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

ちょっと1点だけ訂正をお願いしたいんで、子育てのハード面を先ほど充実してきたとおっしゃったんですけど、そうじゃないんですよ。いろいろ更新しなければならない事業を、80億円の合併特例債と緊急防災・減災事業債で賄ってきたんで、その有利なお金で更新ができたんで、そこに財政的な余裕が少しできたんで、今のソフト面の事業がやってこれました、健康に対してもね。そういうことなんで、そこだけちょっとご訂正をさせていただきます。また、子どもたちがどんどん増えていただきたいな、そういう施策を行っておりますが、なかなかこの人口減少に対してですね、特効薬というものはございません。今おっしゃったようないろいろ努力して、この辺は所得のこともございますんで、所得が低いとやっぱり産みにくい、だから多子世帯への給食費無償化もしたんですけど、そういったこともございますので、我々としてはやっぱり入るお金のこと、出るお金のことを十分ですね、検討しながらこれからもどういう形でやっていかなければいけないかなと、例えば公共交通のこともございます。子ども・子育てばっかりにお金が入れないんで、だからそういったものも十分考えながらね、より住民の方が住みやすいまちづくりを行っていききたいなと思います。

#### **東清剛議長**

近澤チヅル君。

#### **11番 近澤チヅル議員**

より住みやすいまちづくりを目指して頑張っていたいただきたいと思います。私は8月の末に地方自治とはなんぞや、この頃すごく疑問に思っておりましたので、二泊三日の議員学校に参加してまいりました。その中で、長野県の阿智村の元村長がきておられましたが、阿智村では総合計画の中で、町長は住みよいまちづくりを目指す、総合計画の目標もすばらしいキャッチフレーズがあるんですが、私が感銘を受けたのは、阿智村では一人ひとりの人生の質が高められる村を目指してというのが、総合計画の一番大きな柱になって、これを2期の間、

貰いたと住民の皆さんが主体的にまちづくりを進めることで、持続可能な町を進めてきたというお話を直接伺ってまいりました。

住民の一人ひとりの人生の質が高められる、本当にこれは目指すべき姿だと思いますので、ぜひその視点でお願いしたいと思います。

2番目についても、この視点が重要だと思いますが、もう時間もなくなりました。最後までいくかどうかわかりませんが、頑張って質問したいと思います。

東紀州広域ごみ処理について、お伺いいたします。

現在、紀北町では5市町の広域ごみ処理施設の建設について、話し合いが行われております。基本的な合意内容として、予定地は尾鷲市、2020年4月には一部事務組合の設立を予定しているところでございますが、そもそも広域ごみ処理施設を話し合う時に、出たごみをどうするかを話し合う前に、どのようにごみを減らすのかということを考えていかなければならないと思います。紀北町として、どのようにごみの減量を考えていくのか、1番といたしまして、紀北町のごみの分別と減量について、どのようになっているのかお伺いいたします。

#### **東清剛議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

広域ごみ処理についてということで、ごみの分別と減量ということでございますが、これはですね、我々の町は一般廃棄物処理基本計画をはじめとする各種計画等によって進めているところでございます。

取り組みの一例ではございますが、あらゆる家庭ごみの出し方や分別を解説した、家庭ごみ減量ガイドブックを全戸に配布し、ごみの現状や資源化の重要性を広く啓発しているとともに、指定した資源ごみが持ち込める資源ごみステーションを、町内各所に設置したことで、年間800t以上のごみの資源化を行っております。

住民の皆さまには、資源ごみの増加がごみ減量の効果となっていることをご理解いただきながら、引き続き分別方法に沿ったごみ出しをお願いしていきたいなと思っております。

#### **東清剛議長**

近澤チヅル君。

#### **11番 近澤チヅル議員**

ごみはですね、紀北町では分別の方法を示しているんですけども、こうやったらごみを



減らせるよとかという、そういう提案はないように思います、計画の中で。それで、これも担当課で紀北町のごみの現状について、5年間の推移を示していただきました。本当に細かい数字を示していただきました。

それらについても、やはり減量化はあまり進んでいないかのように、私は受け取っております。だからこそ、やっぱり一人当たりのごみを減らす、そういうところからスタートしなければならないのですが、ガイドラインの中には、そういうことが盛り込まれていないのではないかと思います。

例えば家庭をあずかる女性の視点から言えば、ごみ減量について考えていることは、たくさんあると思いますので、町民の皆さんから応募、こういうことで頑張っているというようなことをぜひ汲み取っていただきたいと思いますし、ごみの減量でごみゼロ宣言を、日本で一番先にした徳島県の上勝町では、マイバッグを持って買い物に行くときには、町のポイント制度があって、ポイントがプラスされて、それが合計されるとトイレトペーパーとか歯磨きとか、そういうものが町から貰えるということで、このマイバッグの利用促進で、プラスチックのごみの減少も進んでおります。

また、あるところではごみステーションをきれいにすること、紀北町も開けてびっくりすることもあります。抜き打ちに検査をしてですね、良かったところを何カ月に1回ですけれども、広報へ連載して写真を載せて、この町はこんなにきれいにしているよと、そういうことをして皆の意識を高めているという方法がありますし、やはり皆にできることが、今回のごみ計画ですので、どうやって生ごみの重量を減らすか、乾燥させて出す方法についても、ぜひ町で考え、また町民の皆さんの知恵を、この際ですから、出していただくよう、そのような手立てをとっていただきたいと思いますが、このことについてどう考えておられるかお伺いします。

#### **東清剛議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

ごみ減量はですね、大変重要なことだと思っております。それで、紀北町が今行っていること等をですね、担当のほうからお話をさせていただきます。

#### **東清剛議長**

玉本環境管理課長。

#### **玉本真也環境管理課長**

まずごみ減量の推移の面を少しだけ補足させていただきたいと思います。

まず長期のスパンと短期のスパンと見る必要があると思うんですが、まず長期のスパンで一般廃棄物処理基本計画というのは、10年から15年程度のスパンで考えます。現在の一般廃棄物処理の基本計画につきましては、平成12年頃の大量のごみ廃棄物があった状態からどうしていくかということで捉えておりまして、その時点では1万5,200t程度ございましたごみが、現在では約7,300t程度と半減をしております。これは長期のスパンの話です。

短期的になかなか減っていないんじゃないかというご指摘なんですけど、これは平成29年、平成30年と台風21号、でっかい大きな台風がございまして、廃棄物が大変増えたという事情がありますので、そこはお含みおきいただきたいなと思います。

あと町の取り組みということですが、まずですね、マイバッグを持ってポイントの制度、いろいろご提案いただきました。紀北町でもエコバッグを持っていただいて、レジ袋の辞退ということをお願いしているんですが、紀北町の取り組みとしまして、82%の方が辞退をいただいているということで、比較した資料がいま手元にないんですが、これは相当高い数字ということでございます。ただポイントを与えるといったことはございませんので、1つのご提案というふうにお伺いしました。

あと何を減量対策するかということについては、より資源ごみを増やすことだと思います。そのために廃棄物の適正推進処理事業であるとか、ごみのリサイクルであるとか、また環境衛生センターでしっかりそこは資源化するという取り組みをしております。

また、生ごみの削減としまして、何度かこの議会でもご提案がありましたが、食品ロスをなくしていく、また生ごみの排出をなくしていくといった取り組みをするために、うちは今二大広報活動をしております、1つは食品ロスであるとか、不法投棄の防止、あともう1個ははずれますが、ペットのマナーということなんですけども、環境として取り組むべきものについて、しっかりと広報しながら啓発をしているという状況でございます。以上です。

## **東清剛議長**

近澤チヅル君。

## **11番 近澤チヅル議員**

今しているにしてもなかなかゼロにするのは難しいんですけども、それに向かってですね、より一層とにかく住民みんなが住民の知恵で取り組まれるような、ごみ計画、削減の方法を、これからはそれがまちづくりに結びつきます。自分たちがごみ減量をすれば、ごみ焼却に対する経費が少なくなると思ったら、みんなも頑張れると思いますし、そうしないと持続可能

な、これから縮小して大変な時代を迎えますが、住民の皆さんも立ち上がらなくてはできないと思いますが、このごみ問題については、住民の皆さまも毎日行っていることですので、ぜひこの視点でごみ計画を立てていただきたいと思います。

そして2番目の問題に移っていきたいと思います。一部事務組合の構成について、来年の4月から一部事務組合を立ち上げる計画でございますが、今回、一部事務組合というと充て職をあてる、それは悪いことではないと思うんですけど、今回はもう100億円近いお金が必要とする事業でございますので、頭からそういうことではなく、新しい発想を持ってですね、議会で主体的に議会がどう決めるかということは、議会の問題なんですけども、それを今、出席していただいている町長に、そういうことも含めて提案をしていただけたらと思ひまして質問いたします。

#### **東清剛議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

一部事務組合、議会のお話かなといま感じたんで、それでよろしいですか。

今まだ、それぞれを答える前にですね、お話させていただかなければならない、今この時点までしか議論されていませんということがありますんで、お答えできないこともたくさんございますし、そこも現実に議論されてない部分があります。

だから、今おっしゃった組合議会の議員に何名出すかというものも、今まったく決まっていない状態です。そして、おそらく何名かと決まれば、そこから先はですね、議会の皆さんのどなたを出されるかという問題になるんじゃないかなと、私は想像しておりますけど、今現時点で何名かという、いま消防と広域のほうで10名と12名でございます。1市1町で、これが2市3町になるわけなんで、どういう構成になるのか今後の議論になろうかと思ひます。

#### **東清剛議長**

近澤チヅル君。

#### **11番 近澤チヅル議員**

今後の議論になるわけなんですけれども、町長としてそういうことも頭の中に入れていただきたいということで、ここの質問はそこまでにしておきます。

3番目に、焼却炉の選定についてお伺いいたします。焼却方式の選定についてですね、紀北町は国や県の進めるごみの処理施設を実行してやっています、今、RDFがあり、このことはその当時は夢の発電ということで、皆に期待されましたが、現在ではやはり負の遺産

となって残っているということがあります。

やはりこのことから出発しなくてはいけないと思います。国の交付金や金銭的なことだけでなく、同じそのことに重点を置くと、また同じようなことが起きかねないと思いますが、自分たちの町でどのようなごみ処理施設をするのか、慎重にこれから一部事務組合で選んでいくことになると思いますが、このことについて、いま準備会に参加されております町長は、どのように認識しておられるかお伺いいたします。

#### **東清剛議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

まずはですね、焼却方法とかそういった施設の関係ですが、国の補助にはですね、循環型社会形成推進交付金制度というものがございます。いま議員がおっしゃったのは、そこにとられることもなくというお話なんですが、交付金の交付対象、この要件を得なければですね、いま議員も100億円というような数字を使っていましたですけど、今まだ全体像はつかめてないんですけども、こういった時にこの2市3町で負担するのはですね、大変厳しいということでございますので、焼却時に発生する熱、そういったものを再利用するエネルギー回収型廃棄物処理施設にしていかなければ、なかなか難しいと思いますので、そのためにもごみの量が安定的に焼却できるような広域を考えておりますので、そういった観点も含めてですね、もちろん議員がおっしゃるように、その交付金が出るからじゃなしに、全国的なものも調査させていただいて、どの方式がいいかということも今後ですね、もちろん専門家を交えながら議論していきたいと思います。

#### **東清剛議長**

近澤チヅル君。

#### **11番 近澤チヅル議員**

2分しかないので、時間がありませんので、最後に飛びますが、5番目の建設予定地についてお伺いします。今回、準備会という時点ですが、予定地だけはなぜか尾鷲市と定まっているという説明を受けておりますが、どの計画、伊勢市とか松阪市では、もう既に新しくごみ焼却施設を行っておりますが、建設予定地は最後のほうに決まりますね。一番先に決まって、私はその嵩上げをたくさんしなくてはいけない、地震・津波のところに建てるということに対しては、大変危惧をしております。

町民の皆さんも嵩上げして、一番先に言われるのは、地震がきたら怖いのは、そういうと

ころではないのか、何故なのかなという考えを持っておりますが、町長はこのことに対して、どのようにお考えなのかお伺いいたします。

**東清剛議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

まず基本的にですね、ポット尾鷲市ありきで出たわけではございません。これは3年も4年も前からですね、各市町が候補地を持ち寄ってですね、どこがいいのという議論がありました。その中で尾鷲市さん、それから中電のほうがですね、ここの土地を活用していただいたらというお話をいただいた、そういう経緯があった中でいま尾鷲市でございますし、中電跡地でございます。議員がおっしゃるように、ここで一番大事なのは津波対策をどうするかということだと思いますので、我々としてはそこをまず一番の念頭においてですね、やっていかなければいけないと考えております。

**東清剛議長**

近澤チヅル君。

**11番 近澤チヅル議員**

もう最後になりますが、あとの問題については、また次の機会に移したいと思います。

今回のごみ処理についてはですね、まちづくりを視点に、みんなの知恵をとにかく集めて、まだ先々に建設されて、そして建設されて何十年も運営されなければいけない、そういう修理代とかそういうことも建設時の金額だけじゃなく、そういうことも含めて慎重に、そしてみんなでまちづくりの視点で進めていっていただきたいということを求めて、私の質問を終わらせていただきます。

**東清剛議長**

これで、近澤チヅル君の質問を終わります。

---

**東清剛議長**

ここで、暫時休憩いたします。10時40分まで休憩いたします。

(午前 10時 24分)

---

## 東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 40分)

---

## 東清剛議長

次に、4番 岡村哲雄君の発言を許します。

岡村哲雄君。

### 4番 岡村哲雄議員

議長のお許しを得まして令和元年9月議会の一般質問を行います。

1つ目は、紀北町生活環境の保全に関する条例について、7月1日施行前後の状況と条例の中身等について質問いたします。

2つ目は、先日公開されました三重県土砂条例、仮称ですけれども、あり方、中間案についてと、紀北町の条例の整合性について質問いたします。

3つ目は、本年度の夏の銚子川の状況と課題、反省、そういったものにつきまして質問いたします。

それでは、1つずつ個別に質問させていただきます。

まず質問1、紀北町生活環境の保全に関する条例につきまして、具体的な質疑を中心に、この項でやりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

条例施行前の駆け込みの土砂埋立の開発はあったのか。同時に7月1日条例施行後、新たな開発申請と申しますか、問い合わせまたは申請はあったのか、この2点についてお聞きしたいと思います。以上です。よろしくお願ひします。

## 東清剛議長

尾上町長。

### 尾上壽一町長

それでは、岡村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

生活環境の保全に関する条例についてということでございます。まず1番目はですね、条例施行前の駆け込み土砂埋立開発はあったのかということでございます。昨年の12月14日に生活環境の保全に関する条例を公表してから、条例施行前の本年6月30日までの間、新たに土地の埋立等の開発行為が開始された案件はございません。

2番の7月1日条例施行後におきましては、条例で規制対象となる開発行為の届出や事業実施を目的とした問い合わせはございません。以上です。

**東清剛議長**

岡村哲雄君。

**4番 岡村哲雄議員**

それではですね、町内の建設残土による埋立現場で、現在7地区ぐらiyorっておると思うんですけども、その地区の地区名を教えてくださいと思います。現在、開発進行中か、あるいは完了した地区か、地区名をできましたらお願いしたいと思います。

**東清剛議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

町内の埋立現場の状況につきましては、毎月定期的に確認しておりますが、紀伊長島インターチェンジ付近、三浦地区、国道42号荷坂峠の登り口、加田林道沿いの現場におきましては、土砂搬入の痕跡が確認されていないことから終了しているものと考えられます。すべての埋立現場につきましては、条例制定前から施行されているものであり、完了届が町に出されるものではございませんが、現在は名倉地区の2箇所の埋立現場が施工中と認識しております。以上です。

**東清剛議長**

岡村哲雄君。

**4番 岡村哲雄議員**

今、町長からの答弁でですね、完了につきましては終わっておるものと思われるという程度だったと思いますけども、町の条例でいきますと、町の条例施行後ですね、完了した場合、完了届というのは出るのでしょうか。よろしくをお願いします。

**東清剛議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

担当課から答弁をいたさせます。

**東清剛議長**

玉本環境管理課長。

**玉本真也環境管理課長**

まず条例ですが、条例施行後届け出されたものについては、完了届が出されます。現在は条例施行前の埋立工事が中心となっておりますので、我々は注視しっかりと監視しているというところがございます。

#### **東清剛議長**

岡村哲雄君。

#### **4番 岡村哲雄議員**

わかりました。例えば隣の町ですと林地開発なんかの届け、伐採届やっていますけども、あれも完了届はまだ出てないということでございました。土砂条例とちょっと違いますんであれですけどね、実際銚子川上流も終わっておるか終わってないか、ようわからないんですけども、県に聞きましたら完了届みたいなのは出ていないと、ちょっと言っておりました。

今後これが施行されましたら、その辺がはっきりすると思いますんで、大変よいことだと思います。実はですね、次の質問ですけども、附則第3項の第4条、18条の第2項及び第3項、第20条並びに第21条の規定に関わり条例施行後に、いわゆる既存業者への指導ですか、等の適用した事例はあるのかどうか、ちょっとお聞きしたんですけども。

#### **東清剛議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

条例施行前の事業行為につきましては、附則で規定した事業者責任、立入調査など適用した事例はございません。しかしながら、条例施行後におきまして埋立行為の状況などについて、事業者と必要と考えられる確認、意見交換等のほか、崩落防止の要請などを行っているところでございます。

#### **東清剛議長**

岡村哲雄君。

#### **4番 岡村哲雄議員**

今の答弁にありましたように、注視はしておると監視はしておるといように捉えましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それではですね、ちょっと細かいところに入りますけども、紀北町の条例の第2条の定義です、実は環境配慮区域というのがございますけども、ただ環境配慮区域の範囲についてですね、これははっきりわからないんです。私はちょっと問題というか疑問に思ひますのは、民家からの距離で決めておるのか、あるいは水源地上流というのは、これ環境配慮区域に入



るのか。この辺はかなり曖昧な点がありますので、その辺につきまして具体的な範囲って決まっておるんですか。

**東清剛議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

環境配慮区域につきましてはですね、まず生活地、道路、河川、耕作地等の区域内または隣接する地域って、まずなっています。その中で特に生活地につきましては、宅地化されている区域及び住宅の周囲から概ね 100mの区域、また官公庁、病院及び診療所、教育文化施設、児童福祉公園、施設、公園及び緑地の周囲から概ね 100mの区域と定めております。

**東清剛議長**

岡村哲雄君。

**4番 岡村哲雄議員**

100mと言いますとですね、今、過去の事例でいきますと、例えば三浦地区の埋立地ですね、あれは入るかどうかがちょっと微妙な感じするんですけども、あれは入るかどうかがということが1点と、もう1つはやっぱり水源地上流という観点は、まったく今のところないんですね。あくまでも民家ですね、民家とかそういったものですね。そこを確認したいと思えます。

**東清剛議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

まずは先に言った部分に関わってきますので、担当のほうからしっかりと答弁いたさせます。

**東清剛議長**

玉本環境管理課長。

**玉本真也環境管理課長**

まず水源のご心配だと思いますが、まず水源の基本的な考え方については、水道水源保護条例がございます。そちらが主になりますが環境配慮区域につきましては、河川も加えておりますので河川に隣接しているところは区域に入ることと、あとこの区域を設定する時に、現在行われている現場がすべてこの条例で網羅できるかと考えた結果でございますので、既存のやっている場所については、環境配慮区域に入っているというもので認識してご

ございます。

**東清剛議長**

尾上町長。

**尾上壽一町長**

今、担当から申し上げました、先ほど私まずと言ったのは生活とか道路あります。土砂入れるには道路がありますんで、民有地になってからは別なんですけども、そういったものから踏まえると、そういった部分も関わってくるのではないかと思いますけどもね。

**東清剛議長**

岡村哲雄君。

**4番 岡村哲雄議員**

環境課長の話を聞きますと、私が思っておったより広く考えておられるとみえたんですけども、ただ例えばですね、山奥の場合は入るんかどうか、ちょっと疑問なところもちょっとあるんですけども、例えば隣の町は別ですよ。名倉の奥とかですね、名倉ああいったところもやっぱり山奥もすべて河川から何mと考えてよろしいのでしょうか。以上です。

**東清剛議長**

玉本環境管理課長。

**玉本真也環境管理課長**

まず土砂を運ぶには道路が必要と考えてございます。道路には林道も加えられておりますので、あまり考えられませんが広い広大な土地をお持ちで、山のど真ん中に少しの埋め立てをするということでしたら、3,000㎡の区域に入ってしまうかもしれません。

**東清剛議長**

岡村哲雄君。

**4番 岡村哲雄議員**

若干微妙なところもあるように私は思います。これはやってみないとわからんところもあると思いますけども、できましたらですね、私は水源保護条例みたいにですね、地図で図にさせていただくと大変ありがたいなと思いますけども、これまでは無理なんだろうね。すいません。

**東清剛議長**

玉本環境管理課長。

**玉本真也環境管理課長**

現在の考え方は区域については、仮にマップのようなものに地域を指定したとして、時代が変わるたびに用途が変わっていく可能性がありますので、当面の間はこれで運用し様子を見たいと考えてございます。

**東清剛議長**

岡村哲雄君。

**4番 岡村哲雄議員**

わかりました、言っておる意味よくわかりました。それで良いかどうかは別としましてね、よくわかりました。

それではですね、ちょっと関連してですけども、実は第7条はですね、これは確認ですけども、開発行為の実測面積3,000㎡とあります。生活環境配慮区域は1,000㎡とかありますけれども、一般的に実測面積のことです。3,000㎡というたとえば急峻な山間からですね、単に落としておる場合、この3,000㎡というのは上の平面じゃなくて、水平投影面積と考えてよろしいのでしょうか、そこ確認です。

**東清剛議長**

玉本環境管理課長。

**玉本真也環境管理課長**

議員お考えのとおりでございます。

**東清剛議長**

岡村哲雄君。

**4番 岡村哲雄議員**

同じく7条の3のどこなんですけど、アとイがありますけども、7条ですね。生活環境配慮区域、事業者説明のところでですね、配慮区域の隣接、近接とあるんですけども、隣接はなんとなくわかるんですわ、接しておるところだと私は思うんですけども、近接というところはかなり曖昧なような状況するんですわ。

第8条にも事業説明会で土地周辺関係者に説明せんならんと、土地環境周辺者という場合、例えば当然銚子川であった場合、長島の赤羽の方は土地周辺関係者の対象範囲とならないと思うんですけども、その水源地の場合ですね、水源地の下流は全部対象範囲に入るんでしょうかね。土地関係者の対象範囲ですけども、お願いします。

**東清剛議長**

尾上町長。

## 尾上壽一町長

開発行為にあたって次の質問1－6ですか。事業説明のことがあるんで、そこに絡んでの質問だと思います。事業関係地に住所を有する方とか、事務所等を有する者、事務所等に勤務する者や事業地の隣接地に土地を所有するものを関係者としているところでございます。区域を意味する事業関係地につきましても、事業地が所在する区などの自治会単位の地域を想定しておりますが、当該行為の位置や影響を踏まえた事業区域に利害関係を有する者であれば関係者と捉えております。

## 東清剛議長

岡村哲雄君。

### 4番 岡村哲雄議員

わかりました、よく理解できました。それでは後ですね、2つまとめて言いますよ。1つは罰則規定に関わる、罰則規定を協議するって、前の議会で言いましたけども、検察などへの協議の進行状況についてお聞きしたいと思います。

## 東清剛議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

罰則規定にかかる検察庁との協議に進行状況につきましてでございますが、昨年6月から協議手続きに関する相談を検察庁と進めているところでございますが、以降、条例素案や罰則規定素案を必要に応じて情報提供をいたしまして、協議にあたって必要となる資料等の整理を続けておりましたが、本年6月21日、一定の準備が完了したと判断いたしまして、7月4日付け公文書をもって正式に協議をしているところでございます。

現在はヒアリングや資料提供の要請、条例運用に関する質疑にお答えを続けているところでございまして、罰則の規定を目指しているところでございます。

## 東清剛議長

岡村哲雄君。

### 4番 岡村哲雄議員

わかりました。次の質問に入ります。第22条のですね、環境保全審議会これうたってあるわけですけども、環境保全審議会は既に発足したのかをお聞きしたいと思います。

## 東清剛議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

審議会につきましては条例で規定される開発行為及び開発行為と考えられた事業の案件がないことから、審議会の委員任命及び開催はしていないところでございます。

## 東清剛議長

岡村哲雄君。

### 4番 岡村哲雄議員

構成メンバー、それでは環境審議会の構成メンバーですけれども、ちょっと私のイメージがですね、水道水源保護審議会の構成メンバーみたいなイメージを持っています。どうなるかわかりません。そうなりとですね、例えば県なんかですとね、公募もあるんですけれども、公募等は考えておるかどうか、検討中なら検討中でも結構です。ちょっとご返事お願いしたいと思います。

## 東清剛議長

玉本環境管理課長。

### 玉本真也環境管理課長

審議会のメンバーの想定でございますが、弁護士とか生活環境の保全に関する事務を所掌する官公庁の職員、あと町が諮問する案件の適した専門家の方ということで、水道水源保護条例とかの審議会と似通った考え方をしてございますが、公募うんぬんについては、現在まだ考えていないというのが実情でございます。

## 東清剛議長

岡村哲雄君。

### 4番 岡村哲雄議員

それでは、1番の質問をこれで終わりたいと思います。

2番目に入りたいと思います。三重県の土砂条例のあり方（中間案）ですね、これ皆さんにお配りしとるんですけれども、紀北町条例の整合性についてお聞きしたいと思います。三重県はですね、土砂条例の諮問を行うために専門家を含めた26名、かなり大所帯ですけれども、環境審議会を発足させた上、先月中間案を県民に示しました。

私としてはですね、県の中間案について、パブリックコメントを求めていましたので、私はパブリックコメントを先日出したところでございます。県外土砂の搬入禁止条項が入っていないとかですね、いろんな点で、例えば1,000㎡というかね、開発面積、申請に必要な開発面積が3,000㎡以上とかですね、若干不十分なところも幾つかあるんですけれども、許可制を

取り入れたこと、あるいは土砂搬入禁止区域の指定をします。あるいは公表制をとるなど、紀北町の条例と比べると厳しく詳細に踏み込んだ部分もあります。

因みにですね、さっき言いました許可制の話ですけども、法律の専門家に聞きますと、簡単に言いますと届出制というのは、原則OK、ただし条件をクリアできなければ駄目やと×。県条例の許可制はですね、原則は禁止、ただし条件をクリアできれば○と、最初の取り組みの姿勢の部分がちょっと違うと思います。結果的には一緒になるかわかりませんが、そういったことになります。

県は結構踏み込んだと言いましたけども、一方ですね、紀北町の条例では環境配慮区域等で開発面積を1,000㎡設定しているなど、県の条例より事業者にとって厳しい部分もございまして。若干ですね、齟齬というかチグハグが、チグハグというか厳しさ甘さ若干デコボコがあると思っています。

聞くとところによると尾鷲市でもですね、県と綿密な調整をしながら8月に土砂条例の中間案を議会に示しました。現在9月までにパブリックコメントを出しております。私は尾鷲市興味がありますが、銚子川の上流でですね、紀北町の境界を超えたところに土砂の埋立地がありますので、非常に注視しとるわけでございます。

先日県に問い合わせたところですね、紀北町あるいは尾鷲市とも綿密に情報交換をしながら県の条例制定を進めているとの回答でございました。因みにさっき言われた県の中間案ですけども、皆さんにお配りしましたけども、見ていただくとわかると思いますけども、この立法事実見たらですね、主旨のところこういったようにやりたいと、主旨のところですね、紀北町とか尾鷲市とかの文言がいっぱい出てきます。ということは町、当局、町民、皆さんの取り組みが三重県の重い腰を動かしたと私は理解しております。

そういうこともありますけども、そこでお聞きします。紀北町の条例はですね、紀北町生活環境の保全に関する条例であり、県の条例は（仮称）土砂条例、土砂条例ですね。名称や内容は随分異なります。随分でもないですけども異なります。ということで2点お聞きします。三重県の土砂条例は紀北町条例に対して上位法として解釈すべきなのか、もし解釈するならば解釈しない場合でも結構ですけども、同時に存在した場合、同時に存在すると思いますけども、どちらが優先されるのか、これについてお聞きしたいと思います。以上です。

## 東清剛議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

それではですね、三重県土砂条例、仮称ではございますが、あり方中間案と紀北町条例の整合性についてご質問にお答えさせていただきます。

現在、三重県が制定に向けて策定中の土砂条例の案件でありまして、明確なお答えができないこともある点もご了承をお願いいたしたいと思います。まず土砂の規制に関して県条例と町条例が存在した場合についてということでございますが、どちらが優先されるという考えではなくですね、お互い連携をして補完をし合っていく関係にあるものと、我々は考えております。

それから、三重県の土砂条例は上位に位置する規定という考えではなしにですね、先ほども少し申し上げたんですが、規制された相互の内容がそれぞれの条例の目的達成を阻害することなく地域の実情にあった効果が得られるよう共存して位置づけていくものと考えておりまして、こちらは議員がおっしゃるように、県条例との整合性はですね、これは生活環境の保全に関する条例をつくる時から何度も申し上げておりますが、県条例が出ていろいろ整合性等をとらなければいけない場合は、またそれによって変更しなければいけない部分がありますし、また県条例より厳しい部分もございますし、そういったものをですね、今後どうしていくかということも県ともですね、十分連絡をとりながら行っていきたいなと思います。

#### **東清剛議長**

岡村哲雄君。

#### **4番 岡村哲雄議員**

先ほど言いました町条例にある環境配慮指定区域ですね、先ほどいろいろお話聞きましたけども、実は答えられなかったら答えられないで結構ですけども、県条例の中間案に土砂搬入禁止区域というのがあるんです。これはどういう意味か違いがわかれば、わからなければ結構です、県の条例ですのでわからないと教えてください。

#### **東清剛議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

ちょっと詳しい担当のほうからお話させていただきます。

#### **東清剛議長**

玉本環境管理課長。

#### **玉本真也環境管理課長**

まず町条例規定のですね、環境配慮区域なんですけど、これは面積の要件を厳しくするため

に生活地であるということ特定して、その区域を永続的に規制をしていこうという考え方でございます。対してあくまで県の案で読み取れる範囲でございしますが、これにつきましては、生活環境を脅かすと考えられる事態があった場合、6カ月に限り規制をしようという方向性を示しておりますので、おそらくですが例えば災害で崖が危ないであるとか、道路が崩れかけているといった時には、一定程度工事を中止させると、そういったことではないのかなと読み取っております。

#### **東清剛議長**

岡村哲雄君。

#### **4番 岡村哲雄議員**

今、玉本課長が言われた、県のほうの土砂禁止区域というのは、期限をきってありますので、あれっと思ったんですね、実は。そういうこともわかりませんね。これはあくまで想像ですね。県ではないので答えられないと思います。実はですね、県と実は町の条例は競合する場合ですね、適用除外という言葉がいっぱい入ってくるんですね。町の条例にも適用除外とあります。県のも適用除外とございます。それは例えば国がやる時には適用除外すると。これはわかるんですけど、市町村、自治体がぶつかった時の適用除外ですね。

県の条例、皆さんに配ったところの一番後ろにあります、市町村の連携のところにありますけども、この辺の適用が非常に難しいところがあると思います。

因みにですね、私が前に調べた千葉県なんかですと、千葉県はですね、千葉県の条例、千葉市とか南房総とか、そういった君津市もそうやったかな、適用除外とすると。市のをそのまま適用除外しとるんですね。これは何故できるかと言いますと、市のほうは県の条例を含んで、もっと大きいんで厳しいからするんですね。ただ、町の条例と県の間案に対しては、実はデコボコがあるんです、実は。デコボコがあるもので、丸々適用除外ってお互いにできない部分がちょっとあるように思います。

それにつきましての何か見解がございましたら、よろしく願いいたします。

#### **東清剛議長**

玉本環境管理課長。

#### **玉本真也環境管理課長**

整合の深い部分でありますので、そこはお含みおきていただきたいと思うんですが、適用除外というのは、議員おっしゃられるように、確かに何らかの事業を丸々条例から外しますよということ、あとどっかに同じ制度があった場合は、その部分についてはそちらに委ねると



いう考え方になるんですが、県の現在のパブリックコメントをとっている案でいきますと、これを町に置き換えてみますと、紀北町に土砂を規制するような処理の条例があれば、県条例はなんていうんですかね、適用しないということになってございますので、もし仮に2つの条例が適用した場合には、紀北町の条例が適用していくということになってしまいますが、そこは今後の整合を図っていくというのと、あと今デコボコのラインのことを言われましたが、例えば三重県の条例ですと、現在3,000㎡で1mの盛土の高さということになってございますが、紀北町の条例ですと、例えば3,000㎡以上の埋め立てで、90cmの埋め立て、町外の土砂をする時には条例適用となりますので、仮に2つうちが適用除外をしたとしても、それらは適用されるということになりますので、そのあたりはしっかり整合をとっていかなければなりませんけど、ちょっと今のところしっかりしたものは見ておりませんので、明確なお答えはできません。

#### 東清剛議長

岡村哲雄君。

#### 4番 岡村哲雄議員

実は適用除外のところは非常に難しいところでございます、県の条例、皆さんお配りした県の条例、21ページに市町との連携のところで、適用後の除外とあります。これ書き方ちょっと私は法律の専門家じゃないもので、ちょっと難しいところあるなと思うんですけども、これですとですね、市町が土砂等の埋立等を適正に処理するため定める条例と、これは町のやつも定める条例等に入っていると思っておりますけども、内容がこの条例の趣旨、県の条例の趣旨ですね、則していると認められる時は、この条例の知事が定める規定には当該市町には適用しないこと。則しているというのは、ちょっとよくわからないんですわ。今、聞いてもわかりませんので、これは県に聞きたいと思います。

要するに厳しいとこでとるんか甘いとこでとるんか、これちょっとよくわかりません。基本的に言うと条例というのは、私は法律の専門家に聞いたら、基本的には適用除外、両方せんとですね、そのまま並立することも可能らしいです、法的にはですね、そうなった場合、業者は両方ともクリアせな駄目らしいんですね。

ただ、そういったことはたぶん条例のあり方としては、あまり理想ではないんで、たぶん適合すると思っておりますけども、基本的にはそうみたいです。そうなると厳しいとこで引っかかる可能性があるんです。県の厳しいとこにひっかかったり、町の厳しいとこで、両方クリアするとね、多分そういった趣旨で、この適用除外を運用していくというのは、そういった仕

組みにするべきやと私は思っております。

それですね、質問ですけども、県の条例が施行されるまで、これは4月に決まって、その1年ですかね、1年ちょっと置くというような話も出ていますけども、紀北町の条例の改正は、要するに県が施行されるまでに、改正を行う考えはあるのかどうか。これをお聞きしたいと思います。

#### **東清剛議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

今、現実には県の規制も何もないわけなんで、我々の生活環境の保全に関する条例で縛っていくという、規制していく部分がありますんで、我々はこのままいきます。ただ、今課長も答弁させていただいたように、県のがこれからどんどん煮詰まってきますよね、それでできます、デコボコがあって、適用除外の部分の判断の仕方がどういうふうにするか、これ県ともですね、話をしてもまた弁護士とも相談してかなければ、我々の単純な考え方だけでは、なかなか前へ進まない課題だと思いますんで、専門家にも相談しながらですね、その整合性が少しとれていない部分、適用の仕方に除外の仕方ですね、そういったものも勉強しながら、県条例が施行されるまでは、我々の町の条例、皆さんにご可決いただいた生活環境の保全に関する条例で、しっかりと生活環境を守っていきたくと、そのように思います。

#### **東清剛議長**

岡村哲雄君。

#### **4番 岡村哲雄議員**

今、答弁されたとおりですね、県の条例が施行されるまで、うちのが優先して、当然ですけども、施行されてからですね、改正すること朝夕でできるわけじゃございません。結構時間がかかると思います、これ。だからその準備といいますか、その着手のいわゆる作業、もうぼちぼちやっていただきたいなと思うんですけども、そういったことはやっていくのかどうか、変えるんじゃないかと。

#### **東清剛議長**

玉本環境管理課長。

#### **玉本真也環境管理課長**

整合の間に合うかということだと思いますので、町条例なんですけど、これは策定の段階から将来にも三重県に大阪府と同様のような条例ができることも想定しながら、構成をして

まいりました。また、三重県ですね、環境審議会と三重県土砂条例あり方検討部会のすべてを傍聴して、将来の対応で遺漏がないよう準備を進めてきておりますので、しっかり対応をしていきたいというふうに考えてございます。

#### 東清剛議長

岡村哲雄君。

#### 4番 岡村哲雄議員

今の環境課長の話はですね、まったくあれしてなくて、準備といいますが、いろいろチェックしていると、チェックして考えていきたいというように捉えました。ちょっと最後にですけれども、一般にですね、都道府県条例とある法律家の話ではね、こういうことです。一般的にですね、都道府県条例と市町村条例は競合する場合の取り扱いについては、一般では3つの方法があるといえます。

1つ目はですね、都道府県条例に適用除外規定を置く方法、千葉県がそうやったと思えますけれどもね、この千葉市は適用除外と。

2つ目がですね、市町村条例による都道府県条例の上乗せ、横出し、緩和を認める方法。普通は憲法の上に法律はつくりません。法律の上に条例はつくれないと思えますけれども、条例同士の場合、それができるみたいでございまして、上乗せ、横出し、緩和ですね、緩和って緩くするということでしょうかね。上乗せは厳しくするということやと思います。

因みにですね、これは私の感想ですが、尾鷲市の条例、今、策定しておる条例を見てみますとね、横出しのような感じしています。ほとんどは県条例に沿っておると思います、横出しの条例だと思っています。

それはどういうことかと言いますと、紀北町も考えていますけれども、要するに大規模の開発行為3,000㎡、簡単に言ったら3,000㎡ですね。これにつきましては県のほうの条例を適用すると。それ以下ですね、尾鷲市も1,000㎡から2,000㎡、生活環境配慮区域と何も書いてません。1,000㎡から3,000㎡未満ですか、生活環境配慮区域に関係なくね、うちと違いまして、につきましては申請の必要があるという、それ以下やったらスルーです。はっきり言いましてスルーです。申請も何も必要ないと、そういうことですね。

ということでちょっと横の部分は県にないところで、県は僕、県のある人に聞きますと、そこでいろいろせめぎ合いをしとるんやけども、3,000㎡になるんじゃないかと、国の平均がだいたいそれぐらいが多いそうです。もちろん1,000㎡のともあるし、500㎡のともあるんですけども、県によってはね。大阪府のなんかちょっとみますと3,000㎡ぐらいが多

いということで3,000㎡、横出しだと思います。ということになっておると思います。

そこで私の提案ですけれども、これから町の条例を改正する時、1つはですね、2つあるんですけれども、県や尾鷲市と同等か、それ以上の規制条例に改正していただきたいと。県、尾鷲市と同等以上ですね。だから凹んだ部分は、こちらが優先じゃなくて、同等以上にやっていただきたいと。これは私の思いでございまして、それに対する答弁をいただきたいんですけれども。

2つ目はですね、考え方はちょっとずるい考え方わかりませんが、大規模開発3,000㎡以上の大きな開発ですね、につきましては県条例を優先し、小規模開発、尾鷲みたいにですね、3,000㎡未満ですか、小規模開発は地域の実情を熟知している町条例を規制していることも考えられるんじゃないかと。簡単に言いますと、大きな、面倒臭いというか、大変なことは県にお任せして、細かい小回りの聞く部分を町が引き受けていったらいいんじゃないかなと、そこで使い方が適用除外という考え方の仕組みといたしますかね、組み立てですね、これを上手に使えればそれはいけるんじゃないかと。それについては市町村全体として適用除外する。この項目は適用除外、この項目は適用除外するか、あるいは県をそのまま持ってきて、この横出しの部分だけつくっていけば適用除外になりますもんで、そういった形にするか、いずれにしる同等以上の規制条例にすべきやと思いますけれども、それに対しての答弁をお願いしたいと思います、考え方ということで。

#### **東清剛議長**

玉本環境管理課長。

#### **玉本真也環境管理課長**

規制にかかる強度の部分については、あくまで県条例ができてない状態ですので、そこはお控えをさせていただきたいと思いますが、基本的にですね、今おっしゃったように、例えば今の紀北町の条例は適用除外と、事業そのものを適用除外する欄がございしますが、例えば三重県の土地条例の許可を要するものを適用除外とした場合は、大きい部分については三重県、1,000㎡から3,000㎡までの部分には、紀北町のものになるという規定になると考えられますが、まだ条文すら見ていない状態ですので、そういった考え方はありなのかなというふうには考えてございます、あくまで想像であります。

#### **東清剛議長**

岡村哲雄君。

#### **4番 岡村哲雄議員**

今、私も言ったり、課長も言いましたけども、大変な部分はですね、スタッフがそろっています。県にできたら持っていただいて、小回りきくものはうちが持つのが、僕は一番いいんじゃないかなと、できるかどうかわかりません。検討していただきたいと思います。

県条例は県下全域を対象とする県条例はですね、総花的にならざるを得ないんです。県の条例を補完して地域の実情に合わせた条例をつくるのは、地域条例の役割だと思います。私はこれで十分だと思っていけませんもんで、これからも改正に向けてですね、いろいろな意見は言っていきたいなと思っております。より細かくですね、やっていきたいなと思います。基本的には今言ったようなことが中心でございます。よろしくお願いします。

じゃあ3点目に入りたいと思います。

本年度の銚子川の状況と課題について、こちらはどちらかというたら、やや観光的な意味での質問が多いと思います。ちょっと読みます。遊泳客や車に関しての事故はなかったのか。あるいはトイレは足りたのか、遊泳客のマナーやごみに関して、今年の夏の銚子川の遊泳客とか、そういったとこの状況はどうだったのか。問題点はあったかと、そういったことをお聞きしたいと思います。以上、よろしくお願いします。

#### **東清剛議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

それではですね、本年度の夏の銚子川の状況と課題について、ご質問にお答えをさせていただきます。

今年の状況でございますが、7月13日から8月18日までの土日、お盆を中心とした17日間、正午から午後2時までの2時間、銚子川の河口から魚飛吊り橋までの区間を現況調査をした結果について、お答えをさせていただくことにさせていただきます。

17日間の合計でございますが、遊泳人数が1万1,138人、路上駐車1,379台を含む駐車台数は4,233台でございます。また、最も多かった日は、お盆前の8月11日の日曜日で、路上駐車374台を含む、駐車台数は1,001台、遊泳人数は2,357人ございました。

1点目のですね、遊泳客や車に関しての事故はなかったのかについてでございますが、遊泳客が川で溺れた事故や、川原でケガをしたなど救急車が搬送した事例が、6月から8月の3カ月間で6件、また車の事故でございますが、県道上で8月10日に単独事故、8月13日には車両と車両の接触事故があったと聞いております。

それから、遊泳客のマナーやごみに関しての問題につきましては、迷惑駐車、川原での直

火によるバーベキュー、ごみを川原へ置いていくなどのマナーの悪い来訪者もいるため、課題がたくさんございます。そのため昨年から交流空間みやま、紀北町、紀北町観光協会の3者によりまして、銚子川ルールを作成し、チラシ看板、インターネット等をお願いをしておるところでございます。

3点目のトイレのお話でございます。常設では木津横山橋付近のくつろぎ庵、種まき権兵衛の里、海山グラウンドのトイレがございます。特に夏季は仮設トイレとして、魚飛吊り橋付近に2基、魚飛橋付近に1基、便ノ山橋付近へは今年1基増設いたしまして、2基といたしました。

仮設トイレにおきましては、毎日清掃のほか、お盆の前、お盆の後、撤収時の3回ほど汲み取りをいたしております。

ご指摘のトイレの使い方につきましては、特に大きなトラブルはなかったものと認識をいたしております。以上です。

#### **東清剛議長**

岡村哲雄君。

#### **4番 岡村哲雄議員**

私も8月11日やったかな、実はですね、ずっと私は時々見回っています。見るだけですけどもね。そうしたら木津の前で、ちょうど玉津課長が立っておられまして、ちょっとびっくりしたんですけども、大変な、行政の方は大変やなと私は思いました。改めて大変さがわかったような気がします。

それではですね、次の質問ですけども、実はこの間、盆にですね、台風がきました。その後、水が結構出たおったんです。銚子川の特色であります、今年ですね、銚子川という冊子も出まして、銚子川の特色がよく書かれています。皆さん読まれたと思いますけども、山と溪谷社の、それを見ますとですね、次の日に濁っていても次の日に澄むんですね、きれいになるんです。これは銚子川の特色です。

次の日に行きましたらですね、まいこみ、まいこみ淵って42号の銚子橋の直ぐ上です。ここで泳いでおりました。水が大変多かったです。ただ、水は濁っておるというよりも、青っぽいもんで、都会から来た人にとっては、まあまあ水やったんやろと思います。

そこでですね、あそこのそういった時に、水量が多い時などに遊泳禁止なんかはできないのかということをお聞きしたいと思います。私、昔あそこでですね、小学校1年の時ですが、直ぐ近くで溺れた子がいて亡くなりました。それがトラウマになって残っております。だか

ら、あそこで泳いでいますと、ちょっとドキンとするんです。ということで、遊泳禁止などの措置はできないのかどうか、お聞きしたいと思います。

#### **東清剛議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

夏なんですけども、今、玉津課長のお話もしていただいたんですが、職員がですね、警備員とともに出て、チラシを配って誘導したりですね、そういったこともしています。副町長もほぼ休みの日は毎日出ていただいておりますし、私もお昼前後に自転車で魚飛まで行きますね、続けて職員とともにチラシを配って、誘導等もさせていただきました。そういうことではですね、海山支所なんかはほぼ毎日、対応におわれていたような次第でございますので、職員といたしましても、休みもなく頑張っていたものと私からも感謝したいところでございます。

それと大雨の後というんですか、これね、本当に議員おっしゃられる、あんまり年は変わりませんが、あの時は砂利採取がありましてね、急激に深くなっていました。それでそこもうあがれなくて、子どもが体力が尽きて溺れたというのが、私も記憶がございまして、水の多さというよりも、そういうあの当時の乱開発的な部分もありましたんで、私もう毎日のように休みはあそこで泳いでおりましたんで、私のまいこみはですね、遊び場だったんで、十分わかっております。

それと遊泳を禁止することができないかと、啓発はパトロールや看板で、これからもやっていますが、これは防災とか、そういったものも一緒です。テレビで見ても釣りとかサーフィンとか海水浴、すべて本当に危険という時でも、やっぱり休みとって来る方も多いで、それでも泳いでしまう。もう木津の橋の近くでも、別に特段なかったんですけど、救急車、救助隊が出てですね、騒いだこともありました。幸い大きなことはなかったんですが、我々はやはり啓発してですね、やってかなければいけないと思います。

ただ元々遊泳禁止とか、そういう場所ではないんで、我々もなかなかですね、遊泳許可、禁止と出せる立場ではございませんので、ただ、川のもので、怖さを認識が足りないように思います。私も台風の後には必ず見に行くんです、水量とかそういったものを。そういった役場へ来る前にとかね、そういったものを踏まえても、なぜこの日に泳ぐかなという事案がたくさんございます。そういったものは啓発を続けていくしかないのかなという思いがありますので、これからも啓発を続けていきたいなと思います。

## 東清剛議長

岡村哲雄君。

### 4番 岡村哲雄議員

わかりました。禁止はちょっと難しいかもわかりません。

それではですね、次の質問に入りたいと思います。銚子川の上で土砂の埋立をやっていますけども、崩落、隣の町ですんであれですけども、崩落でこちらへ流れてきたことはないかということと。濁水や水質ですね、私は盆前で、7月やったかな、濁水が出た時に見に行ったり、いろいろしておるんですけども、濁水をチェックしたこととか、あるいは水質検査を行ったことはあるのかどうか、紀北町としてですね、魚飛あたりで、それをお聞きしたいと思います。

## 東清剛議長

尾上町長。

### 尾上壽一町長

濁水による濁りというのは、雨が降れば川が濁るということでございます。その起因がですね、残土捨て場からの起因なのかどうかと明確なものはございませんが、私、以前も申し上げたように、土砂降りの中をですね、現場まで許可をいただいて、入らせていただいて、水の色具合とかですね、どういう流れ方をしているのかということも、確認をさせていただきました。

そういったこともやっております、職員がですね、常に大雨が降った後とか、見に来ていただいていますし、私の携帯なんかもメールが入ると、私も土日とか休みであれば直ぐ見に行くようにしてしまっていて、そういった状況から見て、この濁りはというようなのも確かにございます。ただ、どこまでの起因かわかりませんが、そういったことで調査等についてもですね、銚子川についてはやっておりますので、担当のほうからご説明をさせていただきます。

## 東清剛議長

玉本環境管理課長。

### 玉本真也環境管理課長

まず現場のですね、水質の関係ですが、一番最初にですね、銚子川で濁水が発生したという通報があったのが、4月25日と記憶してございます。その時に、我々も現場に直行しまして、これはいつもの状態ではないという判断しまして、準備をして水を検査しました。その



結果なんです、異常な物質等はありません。ここではクロロエチレンといったような化学物質等が出れば、ちょっと異常な事態だと考えられるんですが、まったく微量といえますか、ほとんど出ていないような状態ですので、そこは心配はなかったと思います。

また、ほかpHであるとか、電気電導度についても、これも異常ございませんでした。ただ、SS、濁度についてはやはり濁っているということで、粒径2mm以下の不溶性のものについては、そういった数値が出ますので、濁りが出ていたんだなということですが、環境上の規制物質等の異常はなかったということでございます。

#### **東清剛議長**

岡村哲雄君。

#### **4番 岡村哲雄議員**

今、環境課長が言われたとおりですね、異常なかったというのが、そうですね、飲み水では毒みたいなのはなかったという意味だと思います。濁度については別ですよ。別ですけども、そういう意味だと僕は思います、異常なかったというのはね。私はあそこはですね、観光面からいきますと、有害物質ももちろん大事なんですけど濁度やと思っています。濁度の中でもですね、実はSSっていま言われました。SSと濁度は若干違うんですわ、ご存知やと思いますけども、若干違います。相互関係があると思うんですけどもね。

私は濁りのどっちかという色、色は濁度に近いんやろと思いますけども、それを測定できないかなって、1つですね。私が一番怖いのは一時的に逃げるより、あの土砂がですね、どっと流れてきて魚飛を埋めてしまう、それが一番怖いんですわ、崩落が。崩落が一番ポイントです。ただ濁度もそのセンサーになりますもんで、やっぱり調べていただかないと、濁度の時に前も言ったんですけども、スケールですね、SSとか調べると大変金額がかかりますもんで、例えば5円玉をぶら下げるとか、そういった程度ですね、スケールを、観光面から見ると濁りのちょっと検討できないかなと。例えば定点観測ですね、私、吊り橋の下へ行きますと、実は下に土が溜まってないか、歩いてちょっと見たんです。ちょっと土が溜まっておるとい方もありますもんで、そういったところをですね、定点的に観測できないかなと、形成的でも結構でございます。これは環境課というより、観光課のほうでできないかなと思いますけど、いかがでしょうか。

#### **東清剛議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

先ほどから申し上げたように、雨が降れば支所のほうです、必ず行って濁りとか目視で確認しております。ですからそういった濁り等は目視で見えるのではないかと考えております。そういうことで常に大雨の後は常にそういう行為をしておりますので、濁りということに関してはね、十分ではないかと思えます。

#### **東清剛議長**

岡村哲雄君。

#### **4番 岡村哲雄議員**

濁りは目視とですね、感想がほとんどでございます。訂正的に言いますけども、濁りはあの時は10円玉5mで、今度は3mとか、そういった部分です、尺度ができないかなと、ちょっと研究してもらいたいと思えます。これ要望でございます。

あと提案でございますけども、もう時間ありませんもんで、道ばたへの路上駐車ですね、ごみ箱に溢れんばかりのごみを捨てることを心苦しく思っている良心的なマナーの良いお客さんがおります。彼が言うには、お金を払ってでも駐車場があれば、私はそれを使いたい。路上駐車は心苦しいと言われます。そういった方のためにですね、上流に今度下流につくったんですけども、上流のほうにですね、河川敷、有料の河川敷駐車場、あるいは生ごみ等の有料回収場所、あるいは生ごみ等の有料回収の仕組み、そういったものをつくれなかなと思えますけども、いかがでしょうか。

#### **東清剛議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

まずごみはですね、無料でございますので、本来持ち帰りなんですけども、そこへ捨てていただきたいという、持ち帰りの根本的な姿勢は崩したくないところでございます。そういった意味では、ごみの問題はですね、例えば必要なところがあって、今のごみの集積場が足りないよというんなら増やすことも考えればいいのではないかと思えます。または駐車場に関しましてはですね、上流部はなかなか駐車場のスペースがございません。

それで今年度とったのはどういうことかという、先ほど言いましたが職員も毎日、お盆の時期、台風とか雨の時は別なんですけど、出てですね、お客様の分散を図りました。そして、駐車場のご案内として銚子橋の上流、下流をですね、ご案内して行っていただくのに、もちろん私も副町長もですね、チラシ配りもお手伝いさせていただいて、ここから先、駐車場ございませんよというようなことで、横山の駐車場と下流へ、その時間帯といえば、もう

権兵衛の里もいっぱいなものですから、分散を図りました。

ただあればですね、またそういうお借りするというのもあるんですが、なかなかそれは民地のこともございますんで、我々の今年のとった手段といたしましては、駐車場の分散です。それと 11 日の日はですね、警備員を置かさせていただいたにもかかわらず両側駐車でした。ですからそういったもの、ほとんど職員は毎日行っています。それで状況も確認してますけれども、調査員も入っていただいてやっていますんで、状況はわかっております。

ただ、それをまた次年度どう解決していくか。例えば警備員が足りないよということもありまして、今年も途中で時間を延ばしました。そういったものも随時対応しながらですね、私としては地域住民の皆さんに迷惑かけず、また先ほど優良なマナーを守られるお客様に対してもですね、公平なように取り扱いながら、こういった路上駐車、ごみ、それからキャンプの張り方ですね、そういったものもありますんで、そういったものもこれから来年度の課題として警察や三重県等と協議していきたいなと思います。

#### **東清剛議長**

岡村哲雄君。

#### **4 番 岡村哲雄議員**

最後に結論ですけども、マナーの良い客がですね、美しい清流環境で居心地が良く過ごせ、地元も潤うことができるような行政と地元住民が知恵を出し合い、仕組みづくりをつくっていく必要があるのかなと思います。

もう 1 つですね、実態に合わなくなった町のキャンプ条例でございます。実態にあってないんで、それを改正していただけないか。その中で銚子川の最近キャンプとか、違法キャンプとか違法駐車、あるいは直火の禁止とかですね、そういったものの銚子川の、銚子川というか環境条例の、川の環境条例の制定を目指していただければ大変ありがたいなと思います。私の質問、以上で終わります。ありがとうございました。

#### **東清剛議長**

答弁よろしいですか。

#### **4 番 岡村哲雄議員**

答弁よろしいです。

#### **東清剛議長**

以上で岡村哲雄君の質問を終わります。

---

**東清剛議長**

ここで、暫時休憩いたします。1時まで休憩いたします。

(午前 11時 37分)

---

**東清剛議長**

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

---

**東清剛議長**

次に、3番 柴田洋巳君の発言を許します。

柴田洋巳君。

**3番 柴田洋巳議員**

3番 柴田洋巳です。議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。よろしくお願ひします。

通告いたしました質問に入る前に、紀北町議会議員としての思いと考えを申し上げます。

行政と議会の最も大事な仕事は、住民の命、暮らし、財産を守ることですが、紀北町にはもう1つ大事な仕事があります。日本一豊かな自然環境と美しい自然景観を守ることです。すなわち紀北町の経済、産業、文化を支えている漁業、魚の干物加工業、熊野古道とスポーツ交流を主とした宿泊観光業、林業、農業、ミカン栽培は日本一豊かな自然環境と美しい自然景観があるからです。

これは紀北町の資源、財産、宝、命です。そして、これを次の世代に引き継ぐことです。私はこの思いと考えを基本に厳しい質問と責任を問います。尾上町長、6月議会の冒頭でも申し上げました。私の質問の持ち時間は30分です。1つの質問に2度、3度答弁を求めなくてもよいように、簡潔明瞭に答弁してください。お願いいたします。

質問1. 上里バイオマス発電施設計画の尾上町長の対応について。この質問は大問題となった上里汚染土壌処理施設計画と深い関係がありますので、まずもってこの経緯を説明しておきます。

平成 28 年 10 月 1 日、東篤布元町議が拳銃不法所持で逮捕されました。これがきっかけで上里汚染土壌処理施設建設工事を 1 年以上、尾上町長が議会と町民に知らせてなかったことが明らかになりました。上里、河内、細野地区住民は本当にびっくりしました。

知人の道瀬出身のジャーナリスト奥地蓮一氏の指導をいただき、紀北町船津川の水源を守る会の方々と建設反対署名活動、町議会、県議会、鈴木知事への活動の輪を広げたところ、尾上町長もやっと水道水源保護審議会を開催しました。

しかし、開催した審議会は業者有利のあやしい雲行きでしたが、奥地氏が紹介して下さった環境学者畑明郎の審議会傍聴と、翌日、相賀地区町民センターでの講演で建設中止の方向に流れが一変しました。さて、今回の上里バイオマス施設でございますが、環境破壊が予想され、また放射能を浴びた廃材を燃料に使う心配があると 6 月議会で質問しました。

ところが尾上町長は、仮定、推測には答えられないと素っ気ない答弁でした。私はこの答弁は上里汚染土壌処理施設を 1 年以上、議会と住民に知らせていなかったのと同じぐらい罪深いものと思いました。何故ならば上里汚染土壌処理施設で、あれだけ迷惑をかけたのですから、町長が先頭に立って上里バイオマス発電について、あらゆる角度から徹底調査するのが当然です。

私の手元には、上里、河内、細野地区のバイオマス発電反対署名文があります。尾上町長にも署名文と署名名簿コピーが届いていると思います。行政は住民の命、暮らし、財産を守り、また自然環境を守るのが最も大事な仕事で、その先頭に立つのが尾上町長です。どのような調査をしたのか、また町民の先頭に立って反対してくれるのか、明解な答弁をお願いいたします。以上です。

### **東清剛議長**

尾上町長。

### **尾上壽一町長**

それでは、上里バイオマス発電の町長の対応についてということで、ご質問いただきました。前段にお話したことはですね、あなたの考え方のほうからの流れを聞いたように、私は思います。

それから、上里バイオマス発電施設計画に関しての調査についてでございますが、担当課より事業者、国のガイドブック、三重県担当者、既に同じバイオマス発電設備が導入されている町の担当者から聞き取り等を行っているところでございます。

8 月には地元自治会より事業所に対しまして、発電所及び築工場反対の嘆願書と署名の提

出を行ったと、町にご報告をいただいております。その後、事業所からも町に対し今後も地元自治会の方と話し合いを継続していきたいといった旨の連絡をいただき、9月中に地元自治会と協議される予定となっているとお聞きいたしております。

町といたしましては事業所に対し、地区住民の理解を得た上で事業を進めていきたいと伝えておりますので、今後の協議に伝えております。

それからですね、町民の皆さんですね、その嘆願書等も、私のほうにも届けていただきました。そういったことから、町民の皆さんの気持ちは十分に理解させていただいたところでございます。しかし、私の立場といたしましてはですね、法の下に公平公正、中立であるべきだと考えておりますので、そのような対応をさせていただきたいと、そのように思います。

### **東清剛議長**

柴田洋巳君。

### **3番 柴田洋巳議員**

私が質問した業者の実態、それから、住民の先頭に立つのか、その辺の答弁について明確ではなかったと思います。もう一度答弁してください。

### **東清剛議長**

尾上町長。

### **尾上壽一町長**

これもお答えさせていただきました。法の下に公正公平、中立に対応させていただくというところでございます。また、業者等につきましてもですね、どこの会社がさせていただいてとか、そういった担当のほうでお話し合いもさせていただいておるところでございます。

### **東清剛議長**

柴田洋巳君。

### **3番 柴田洋巳議員**

今、町長の答弁は法の下にとおっしゃいました。私もまたそういう角度からですね、次の12月議会にまた追求したいと思っています。質問1は以上です。

質問2. 建設残土埋立現場から出る排水、残土の流出、崩落、景観の専門家調査団の編成について。6月議会の一般質問で尾上町長は、調査の予算は計上した、町職員が見回っていると答弁しましたが、肝心の調査団の編成については答弁がありませんでした。この調査団編成は昨年5月、上里で開催した紀北町行政報告会でも私は要望しております。1年以上前

です。

さて、8月9日の地元紙には、今年は銚子川に天然アユの遡上がほとんど見られなかった。この原因を調査する必要があると、ある幹部が言っております。また、知人から銚子川は紀北町の水道水源であり、尾上町長と町議会議員はきちんと対応してほしいとの苦情が届きました。

加えて8月28日、海山地区自治連合会との行政懇談会で、銚子川の水質はこれまでと違う。先ほど岡村議員もおっしゃっていました。また、銚子川は死んだとの話が出ていたようです。それから、三浦鹿焼と紀勢自動車道紀伊長島インターに高く積まれた建設残土は、台風、大雨で崩れるのではないかと。排水が三浦海岸を汚すのではないかと。また、国道260号、これは錦へ通じる国道ですね、その一番高いところからの土砂の投棄が大変ひどい状態になっています。

以前に調査した畑先生が排水は汚れていると言っております。三戸川では鶏糞の悪臭がすると。また国道42号荷坂峠、長島登り口、議長の近くですけれども、熊野古道沿いの農地は果樹園にすることで農地転用がされています。同じ場所の山林であったところ、ここには太陽光発電パネルが設置されています。建設残土で埋めつくされた、これらの土地が今後、全体ですね、今後どうなるのか、地域の人たちが大変心配しております。

この他、改良土はアルカリ度が高く草木が成長しなく、いつまでもはげ山状態が続きます。改良土に産業廃棄物が混じっているケースが大変多く見受けられます。三重県南部随一のリゾートホテル季の座の周辺は、建設残土のほか大規模太陽光電気パネルが設置され、すっかり景観が破壊されました。これらすべての事件は尾上町長になってから発生しております。

一方、第2次総合計画は豊かな自然、にぎわいあふれる町を目指しております。また、「自然と共生の町」宣言は、一．自然・環境問題に一体となって取り組みます。一．豊かな自然を尊び、親しみ、未来につながる活動を行います。一．自然を守り、健康で豊かな生活を築きます。そして、尾上町長自身、このリーフレット、これに書いています。

尾上町長自身、選挙やイベントの時にすべては住民目線ですべては町民とともに、一生懸命誠実に実行しますと呼びかけておりますが、現実とはまったく違います。あきれ果てますが、今すぐ尾上町長が最低限やらなくてはならないことは、建設残土から出る排水、崩落、景観に関する専門家調査団の編成と、さまざまな調査検討です。

例えば銚子川においては水質調査項目、これをはっきりすべきです。調査会社これもはっきりすべきです。結果の公表です。東京の豊洲卸売市場の土壌調査が3、4年前に、テレビ

でも何回も取り沙汰されておりましたけれども、小池知事がですね、調査会社を変えた途端にガラッとデータが変わってしまったんです。

私も建築設計事務所にて、こういうことがたびたびありました。いくらでも、変な勘繰りですけども操作はできるんです。繰り返します。6月議会で質問いたしました、大至急、排水、崩落、景観に関する専門家調査団の編成を行い、さまざまな調査、検討をすべきです。またその結果を公表すべきです。

先日も私はこの質問をする上でですね、畑先生にいろいろ聞きました。やはり先ほど私が言っておるように調査項目をやっぴりはっきりすると。それから数値もはっきりすると。先ほど玉本課長が言っていましたけど、心配ない心配ない、それじゃ駄目なんですよ。数値をはっきりすると、そういうことを私は要望しておりますので、これについて尾上町長の明解な答弁をお願いいたします。

### **東清剛議長**

尾上町長。

### **尾上壽一町長**

専門家チームを編成し、ということなんですが、排水や土砂、盛土の状態につきましては、定期的な監視を大雨後の変状調査を実施しているところでございまして、監視調査を継続していくとともに対処すべき変状があった場合には、適正な指導を続けていくことといたしております。

また、特に危惧される水質面では、現場の確認と水素イオン濃度と電気電導度の測定による簡易測定を開始しており、検査機関への分析検査委託を取り混ぜながら、監視活動を続けていきます。

そして、異常があればですね、勿論業者等に指導もしますし、必要があれば専門家を編成してでもですね、その調査を測っておきますが、まずは紀北町として検査機関等への調査をまず依頼することになろうかと思えます。

### **東清剛議長**

柴田洋巳君。

### **3番 柴田洋巳議員**

私の手元に畑先生がですね、1年ほど前に紀北町の残土の現場をずっと、これ7、8箇所ぐらいあるんでしょうかね、検査をしました、水質検査ですね。町長よく見てくださいよ。それでこれにはやっぱりきちんと数値が出ているんです。数値が出ているんです。



だからなんぼ心配ない心配ないと言っても、やっぱり数値が出てどこの検査会社がやったのか、それを言わないとね、やっぱり信頼性が欠けます。私はこれを何でこんなことを言っているかという、もし仮にですよ、銚子川にそういう銚子川で遊んでね、やっぱり具合が悪くなればね、これ誰が責任をとるんですか。そういうことでやっぱり事前にやっぱりあそこまで来てください、来てくださいよとパンフレットも、内山りゅうさんも含めてですね、声かけているんです、全国に。

やっぱりそれには水質がこだけ、山の奥のほうに土が積まれてますけども、関係ないんですよ、こんなにきれいなんですよと。心配しないで来てくださいよと、そういうのがやっぱり行政、あるいは紀北町の良心ある町長の行動ではないですかね。そういう気持ちで私は質問してるんです、何も銚子川だけの問題を取り上げているんじゃなくて、お客さん本当に東京とか大阪からあそこに来てくれているわけですよ。そういう人のためにね、やっぱり安全な川を提供してあげる、銚子川を提供してあげる、それはやっぱり町長の責任じゃないでしょうかね。

もしそれに答えていただけるのであればお願いします。

#### **東清剛議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

条例施行後に始まる事業については、勿論ですね、立入調査や検査が可能でありまして、案件によっては専門家などの意見や協力も求めることができるようになっております。

それから、違反案件があったような時には、それは禁止もできるようになっております。条例施行前に実施している、また終了している現場については、法で許される範囲で調査をし、変状や環境破壊ととれる事態が発見された時には、専門家などの意見や協力も得ながら、検査機関も利用しながら対応にあたっていくという考えでございます。

また銚子川につきましてはですね、前者議員にもお答えさせていただいたように、検査をいたしております。

#### **東清剛議長**

柴田洋巳君。

#### **3番 柴田洋巳議員**

だいたい取り組方がわかりましたので、次の質問に入ります。

質問3. 生活環境の保全に関する条例の効果と建設残土埋立現場の状況を問う。この私の

質問に関しては、先ほど岡村議員がかなり突っ込んだ話をしておりましたので、これ幸いと私なりのですね、質問をいたします。

6月議会一般質問で条例の名称と内容が違う、条例制定の目的が基本的に間違っている。県外の建設残土、改良土を規制しない。改良土での埋立も規制しない、埋立事業面積と区分けも大問題。先ほども聞きましたけども、とんでもない話だと思います。

海外から産業廃棄物を持ち込み、処理する施設や公害を発生させるおそれのある事業所も、許可でなく届出、届出の審査基準も不明確、審査会は常設でない。先ほど岡村議員の答弁にそのように聞きました。

いろいろあります。暴力団との関係も規制しない。こんなことを私が申し上げて、このような条例は日本中どこにもありませんと、こういう批判をしましたが、大切なことがまだ抜けていました。1つ紀北町の建設残土は埋立でなく投棄です。この辺は議長からもご指摘がありましたけども、でもいろんな人が投棄だと言っています。

それから、放射能に汚染された物質も手続きすれば持ち込み可能と、私は条文、条例でそのように読みました。

3つ目、埋立は許可でなく届出であると。4つ目、罰則、罪罰規定、聴聞、申請及び変更手数料も盛り込んでない。そのほかいろいろありますけども、あと先ほど岡村議員との問答の中でですね、適用除外をという話がありましたけども、やっぱりこれは適用除外、県は勿論こういう言葉は盛り込みますけども、適用除外を盛り込むべきだと思います。

それで先ほど玉本課長が岡村議員に答弁した中でですね、適用除外というのはどういう意味合いのものかということだったと思うんですが、これは皆さんも聞いていただきたいんですけども、三重県は細長くって、例えば石油コンビナートのある四日市とか桑名とか、それから流通の中心拠点になっている、基地になっている伊賀上野、それから津とか伊勢神宮がある伊勢市とか、それで本当に自然環境だけで生活しているような、この紀北町。そういうところとですね、全然その生活基盤が違うんです。

だから三重県はそういう基盤のところはですね、本当に自由に三重県の条例の範囲内で自由にその地域にあった、実情にあった条例をつくってくださいよと、こういうのが適用除外という言葉なんです。もうちょっとその辺よく調べてみてくださいよ。そういうことで、本当に私から見ると、本当に今の条例は欠陥だらけです。岡村議員も三重県とか尾鷲の条例と比較検討されていましたが、私は三重県や尾鷲のですね、条例が出てからもう一度紀北町の条例と比較検討させていただきますけども、現時点においてその条例をね、今の条例を

全面改定するかどうか、6月の議会に続いてですね、もう一度ここで聞いておきたいと思っています。お願いします。

#### **東清剛議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

先ほど縷々おっしゃった柴田議員のお話は、今まで条例を制定するに至るまでの間に議論されたものでございます。そういったものを踏まえてですね、正式に議会で議決されたものでございまして、先ほど申し上げたように全部改定するようなことは、私は考えておりません。

#### **東清剛議長**

柴田洋巳君。

#### **3番 柴田洋巳議員**

6月議会にも町長が今おっしゃったようなことを、同じことを言っていました。議会で承認を受けたと。これはですね、3カ月で議案を提案してからですね、条例案を提案してからですよ、3カ月で議決しちゃったわけです。こんな議決の条例の進め方って、どこにもないと思います。汚い言葉がいま言えないんで、言えませんが、本当にこれはだまし討ちみたいなもんですよ。ですから我々議員もですね、勉強する間もなく3カ月でね、この条例は勉強できっこないんです、判断できるような調査はできないんです。それを申し上げておきます。

質問4. これは今日明日のテーマじゃなくって、来るべき20年先に起こり得る質問を、あるいは心配を私は持っていますので、尾上町長の考え方を聞きたいと思います。じゃあ具体的に質問の内容を申し上げます。人口減少、少子高齢化が急速に進む紀北町のまちづくり、今、何を考え何をすべきかということです。数年前、日本創成会議の試算では、紀北町は2040年、今から数えると21年先に消滅するおそれが強いとの予測を発表しました。

これを全国紙各社がですね、報道しました。尾上町長はじめ役場幹部職員はご存知、ご記憶あると思います。今、手元に企画課のデータが配られていると思うんですけども、それを見ながらお話を聞いてください。企画課のデータによると、2040年の紀北町の推定総人口は1万709人です。内訳は0歳から14歳までは701人、15歳から65歳までの生産人口は4,688人、65歳以上は寝たきり老人も含め5,320人です。ちなみに2040年の中学卒業生は、私の推定ですが30人、これはほぼ間違いないと思います。21年先の我が紀北町の中学校の

卒業生は 30 人です。

紀北町の多くの方々がですね、今、私が言ったようなことを聞くと、おそらく 2040 年に 1 万 709 人も人がいるのにね、どうして消滅するのか不思議に思うと思います。理由は徐々にではありますが、これから 21 年間に 5,000 人近く減るのです。町の収入である税収も地方交付税も激減します。その結果、財政が厳しくなります。その上、支出のほうとすれば高齢者や身体弱者のための福祉にお金がかかります。道路、橋、上水道、ごみや汚水処理施設、教育施設等の公共施設の修繕、改築、それから借金の返済の支出が予想されます。また東南海地震、津波、台風等自然災害の対策、私が心配しているのは建設残土対応の費用も考えなくてはなりません。

収入激減に対応するために支出を抑えるにしても限界があります。これらが続くとこのようなことが続くと、財政破綻にまっしぐらです。役場職員、そして我々議員の給料も支払えなくなり、紀北町が消滅の危機です。考えられない悲劇が 21 年後に十分起こり得るんです。ひょっとしたら東南海地震よりも確実に早く来るかもしれません。

ここで質問いたします。尾上町長はこの日本創成会議の 2040 年紀北町消滅論について、どのように対応するのか。あるいはどのようなまちづくりをしなくてはならないのか、お聞きいたします。お願いいたします。

#### **東清剛議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

今後のまちづくり等についてでございますが、本町といたしましてはですね、第 2 次総合計画を策定しておりまして、基本目標として、ずっと暮らせる安全、快適なまち、そして優しさで支え合う健康福祉のまち、魅力と活力ある産業のまち、心豊かに夢を育む教育文化のまちとともに担う参画、協働のまちの実現しようとする具体的な施策について、住民の皆さんとしっかりやっていくことございまして、この消滅という言葉はですね、国として使っておりますが、決して町がなくなるということではなく、それぞれの町の少子高齢化や人口減少の中で、どうやってまちづくりを行っていくかということございまして、これは当町だけの問題ではございません。国全体で考えていく問題でありまして、地方創成会議等についてですね、そういった 1 つの町だけでは、どうしようもない課題について、国全体で取り組んでいただく問題だと考えております。

#### **東清剛議長**

柴田洋巳君。

### 3番 柴田洋巳議員

ちょっと時間の配分が間違っ、あと私は今日、私のまちづくりの案をご披露しようと思  
ったんですけども、これは次回あるいは町長の時間があれば、直接お会いしてお話したいと  
思っています。以上でございます。

### 東清剛議長

以上で、柴田洋巳君の発言を終わります。

---

### 東清剛議長

ここで、暫時休憩いたします。50分まで休憩いたします。

(午後 1時 36分)

---

### 東清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 50分)

---

### 東清剛議長

次に、16番 中津畑正量君の発言を許可いたします。

中津畑正量君。

### 16番 中津畑正量議員

議長の許可を得まして、一般質問を行います。

2点になりますが、この1番目の旧志子小学校、旧引本小学校の今後の有効活用について、  
お伺いをいたしますが、少し文部科学省の情報も読ませていただいて、町長の考えを聞かせ  
てもらいます。

文部科学省の少し中身を削りますが、文科省そのものが廃校施設、この有効活用をどうや  
ってして進めているのか、全国のこれで、また学校の状態でいろいろと言われております。  
廃校施設の有効活用については、廃校とは地域の児童・生徒数が減少することにより、ある

学校が他の学校と統合されたり、または廃止されたりすることに生じ、学校として使わなくなることを言います。

都市部での住宅の郊外移転や人口における高齢者の割合が相対的に高くなったためなど、いろいろな地域の状況があります。学校施設は地域住民にとっての身近な公共施設であり、また、この校舎などは地域のシンボリックな存在である場合も多く、廃校となった後もできるだけ地域コミュニティの拠点として生かすことが重要であると、文科省が言われております。

平成30年5月1日現在、平成14年度以降の廃校については、施設が存在するもののうち70%以上が活用されておるようです。また、近年では地方公共団体の民間事業者とが連携し、例えば公共施設のほか体験交流施設や老人福祉施設など、いろいろな用途で活用されておるようです。

近年では地方公共団体と民間事業者とが連携し、創業支援のためのオフィスや地元特産品の加工会社の工場として、廃校施設が活用されるなど地域資源を生かして、地域経済の活性化につながるような活用が増加されております。

ちなみに文科省が調査した中では、廃校したのは7,580校があります。7,580校が廃校になっております。施設が現在廃校して6,530校ありますが、活用されている4,900の校舎が活用されておる。活用されていないのは1,675、いかに地域の中でも事業者にとっても、また、高齢者の施設なんかを使っているというのが、結構多くなっておるといのは確かでございます。

また、各地公共団体において活用が検討されているものの、地域等の要望がないところも多いようです。活用方法がわからないといったことがあげられております。廃校を使ってほしい、自治体と廃校を使いたい企業等とのマッチングも行っているのが現状のようです。

また、もう1つは余裕教室の有効活用であります。これは余裕教室とは児童・生徒数の減少により今後5年間以内に、普通教室として使用されることがないと考えられる教室のことをいうようです。何らかの用途で活用されている、これは大きい教室ほどこういうような活用、有効活用に余裕教室を使っているということだと思いますが、これも8万校がこれを利用している。実際にいろいろやっているのは、7万9,000校、8万校が有効活用されておられる。紀北町ではこの廃校になったその校舎をいかにして利用していくか、ここがやっぱり一番大きい問題だと私も思っておりますので、この問題になっている1つには、旧志子小学校と旧引本小学校を有効活用できるように検討しているのかどうか。町長の考えがあり、また地域の人たちの声も聞いておられるのか。事業者からいろいろな声も出ていると思いま

すが、その点を町長にお聞きいたします。

#### **東清剛議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

それでは中津畑議員のご質問にお答えをさせていただきます。

旧志子小学校とか旧引本小学校の活用ということで、ご提案をいただきました。旧志子小学校につきましては、平成28年3月末をもって志子小学校と赤羽小学校が統合し、赤羽小学校となったことにより廃校となっております。

旧志子小学校の利活用について、各課にアンケートを行い、これまで4回、旧志子小学校あり方検討会を開催いたしまして、活用方法等を検討いたしましたが、解決しなければならない課題等があり、いまだ活用方法の決定までには至っておりません。

次に、旧引本小学校につきましては、平成31年3月末をもって、引本小学校が相賀小学校に統合されたことによりまして、旧引本小学校も廃校となっているところでございます。旧引本小学校についても、校舎内の備品等を処分する必要があるとございまして、今後処分に対する予算化が必要となる見込みでありまして、その後、教育財産から普通財産に移管し、活用等を検討する必要があると考えております。

なおこの2つの旧小学校につきましては、いまだ活用方法の決定には至っておりませんが、引き続き適切な維持管理に努めてまいりたいと、そのように考えております。

#### **東清剛議長**

中津畑正量君。

#### **16番 中津畑正量議員**

ちょっと私も知らないところがあるんで、一つひとつ聞いておきたいと思います。

この統合してよそへいって残った廃校になった時には教育財産として、そのままずっと続いておるのか。これは1年、2年で変えないかんということではないとは思いますが、そこら辺ではこの2校についても、普通財産に切り換えて他の人も使いやすいようにするべきだと、私も思うんですが、そういうところはどうですか。

#### **東清剛議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

担当課からお答えさせていただきます。

## 東清剛議長

水谷財政課長。

## 水谷法夫財政課長

教育財産から普通財産への移管につきましては、特に決まった定めの方はございません。ただまだ解決しなければならない備品の処分等々が残っておりますので、今のところはまだ教育財産として学校教育課の管理となっております。以上でございます。

## 東清剛議長

中津畑正量君。

## 16番 中津畑正量議員

紀北町の旧志子小学校の閉校式にもってきた写真ですが、本当に今でも学校というところは、だいぶ前から桜を咲かせてやってきたけど、例えば志子なら3年ぐらいになってくるんですが、こういうことになってくると、運動場が広いために草も出てくる、ちょっときちつと使っていないもので、そういうもんになってしまうんだと、僕も思っております。それは地域の人にもちょっと私も聞きましたけれども、なんとかいいもんをつくってほしいなという話もあります。

しかし、何といっても大きな面積ですから、相当やっぱり町内では難しいのかな。それとも一部校舎の半分でも貸してあげたり、そういうことやったってできると思うんですが、実際に旧志子小学校でも、どうやってしてこの学校を廃校したけれど、何とかきれいにしたいなどは思うけれども、実際そこまでには手がつかないというのが現実だと思うんですが、私にも一言、町の人も声がありました。貸してくれるやろかという話でした。

それは、あくまでも個人の話ですから、それはどうだこうだと私も言うあれもないですが、実際には事業者をやっている、先ほども読み上げましたように、高齢者の方たちのいうたら施設をつくるというのは、一番全国でも多いんだと私も思っておりますが、そういう点で執行部のほうに私も一回ちょっと行きましたけども、これは何かどういうもんにしていこうかというものが考えられておるのかなと、私は思ったんですが、それも私のあくまでも考えですが、実際にはそういう町の人々の声も聞きながら、実際にはできるだけ早くしていかないと、ボロボロになってしまう学校が、やっぱりなかなか新品でいけるかというたら、なかなか大変だと思うんですが、町長そういう点で考え方としては、当然できるだけ早く5年ぐらい経った時には、やっぱりちゃんと見えてくるような努力は、事業者も含めて話をしていくべきだと思うんですが、町長その考えをちょっと聞かせてください。



## 東清剛議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

基本的には中津畑議員のおっしゃるとおりでございまして、我々もですね、志子小学校が廃校になってからですね、旧志子小学校のあり方検討会というものを、先ほど答弁させていただいたんですが、4回ほどさせていただきました。そういう中で実は調べていく中で、課題等も出てまいりましてね、我々としては例えば地元事業者に使っていただく、事務所として使っていただいたり、コールセンターのようなものは呼べないか、それから今、紀北町も光ファイバーがきてますんで、そういった活用できないかということ、実は真っ先に考えさせていただきました。

そういう中で4回、あり方検討会を開いたんで、ちょっとその流れだけでも、ちょっとご説明させていただいたほうがよろしいですか。

## 東清剛議長

中場副町長。

## 中場幹副町長

それでは、私のほうから旧志子小学校の検討会でございますが、平成29年度でございます。4回ほど会議を開催させていただいております。その中で役場の職員にアンケートもとらせていただいて、どのような施設利用というようなこともさせていただいております。また、その間にもですね、民間の企業の方からそこを貸して欲しいというお話も伺っております。

そういうのもいろいろ検討させていただいたんですけども、先ほど町長が申し上げましたとおり、大きく分けて2点かなというふうに思うんですけど、1つはやはり適化法の関係がございまして、返還が生じる場合があるということでございます。中には生じない時もあるんですけども、生じる場合が多いということでございます。

もう1つは詳しくはなかなか言いにくいことなんですけど、何よりも解決しなければならぬ課題、大きな課題が出てきまして、それを解決するにあたって、相当の時間を要するということがございましたので、私どもの検討会のメンバー、私と財政、学校教育、生涯学習、総務、企画、危機管理で検討しておったんですけど、町長のほうに中間案ということで、提出をさせていただきました中身にも、先ほど申し上げましたとおり補助金の返還のことと、もう1つ用地の関係でいろいろ問題があるのでということで、2点につきまして、ご報告を

させていただきます、今後引き続きその検討を進めなければならないんですよということまでは進んでおります。

引本につきましては、最近ですので、まだ検討会は開いてございません。以上でございます。

#### **東清剛議長**

中津畑正量君。

#### **16番 中津畑正量議員**

たくさん来てくれたら本当に嬉しいことやけども、1人2人でもこういうものにしたいんやということであれば、できるだけ町だけで解決できないところも、わからんことはないですけど、そういう補助金の関係とか、そういうことには確かにもっと調査して、直ぐできるようにやらないと、なかなか止まってしまったら、なかなか大変だろうな。1件でも2件でも来たら、やっぱりそれ見てもらって、こういうことでこういうことでという話は、やっぱり一歩でも半歩でももっていかないと、私はいけないと思うんですが、都会ではようけあると思うんですが、田舎ではやっぱり、田舎というたらあれやな、当町としてはやっぱりそんなにたくさんはないようには思います。

そういう点で是非注意して頑張っていたきたい。その答えをよろしく。

#### **東清剛議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

この空き施設の活用は、学校のみならずですね、まず合併して取り組んだのが、この空き施設の活用でございました。そういう意味では旧紀伊長島町役場をですね、商工会に使っていただいたり、図書室、郷土資料館というふうにさせていただいております。

それから、本庁が移った後はですね、町民センターの2階、3階を図書室に拡大させていただいたり、我々といたしましては、こういった施設を有効活用しなければならないということは、もう合併当時から行っております。

それから、趣旨を変えるという意味ではないんですが、多くなりました体育施設、グラウンドとか体育館なども含めまして、我々としては積極活用ということで、スポーツ合宿を呼び込んだり、スポーツ振興等もやっておりますので、基本的に我々の町は合併ということがございましたので、空き施設の活用ということには、結構神経を使いながらさせていただいておりますが、大きな施設になればなるほど、また使い勝手というんですか、改修等もいる

と大きな金額になります。

そして志子の場合はですね、特に今、副町長にお話していただいた基本的な部分で、解決しないと前へ進めない部分がございますので、それもですね、解決へ向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいなと思います。

#### **東清剛議長**

中津畑正量君。

#### **16番 中津畑正量議員**

町長、大変難しいとこだと思います。しかし、できるだけこの話だけは、やっぱり進めるための動きというのは、やっぱり止まらずにやっていただきたい。例えばあそこの島勝の施設なんかも、また海岸べりとか海水浴とか、そういう意味ではあそこら辺は随分良い条件やろなど、私は思っていますが、なかなか人が思うように集まらないというのもあると思うんですが、そういう点でやっぱり仮に高齢者の施設なんかやったら、多少景観が悪いとかというんやなくて、山の加減もずいぶんそういう意味では、赤羽公園なんかの近くにあるのも、1つの売りですから当然そういうところも、ぜひ最後の一言でよろしいですが、この旧引本小学校、旧志子小学校、ここら辺にはできるだけつまないようにいかないと、本当にこれからどういうことになってくるかもわからないけれど、そういうもんにはやっぱり対応していく、その道もつくっていかなくてはならないんやろなと思います。町長一言よろしくお願いいたします。

#### **東清剛議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

今ご指摘いただいたようにね、けいちゅうはけいちゅうとして、今、集客の施設として活用しておりますんで、こういったものもありますし、また除去しなければいけない施設がですね、そういった意味では島勝小学校なんかも、今、手をつけられない状態でございますので、除去対象になろうかなと思います。先ほど答弁で申し上げましたように、またそういうことにならないようにですね、引き続き適切な維持管理をしながらですね、そういうタイミングがあればいろいろなものに取り組んでいける状況を、まずはつくっておくのが大切かなと思っております。

#### **東清剛議長**

中津畑正量君。

## 16番 中津畑正量議員

それでは2つ目のほうにいきます。

この住宅リフォーム、私は3月にも町長の姿勢をお聞きしましたけれど、私はこういう意味ではリフォームの補助金というのは、これはよくこないして実際には当たらないという、そんなことやって大変すごいな、皆さんそれに対して何とか当選をしたいということで応募、先着順なんかも抽選になったのも、ということで私も町の人も、なんでというような話もされたけど、これは私の経験でも長野市なんかは、早く暗がりから行って順番を待って、遅れないように、それだけ行列をつくってやりだしたところもございました。

そういう意味では、ここでもそんなに慌てなくてもいいんですが、確かにこの迷ったというのはあるんかどうか。そのように誤解されている町民の方もおられるんで、ちょっとそのところを1つよろしくお願い、説明をしていただけませんか。

## 東清剛議長

尾上町長。

## 尾上壽一町長

住宅リフォーム補助金について、答弁させていただきます。

前年度はですね、新規事業ということもありまして、応募状況を予測することは困難でありましたので、5月の募集時は予算の範囲内で先着順とさせていただきました。しかしわずか20日程度で、予算額に達しまして、その後も問い合わせ等が多く寄せられ、早期に書類を準備できた方と、そうでない方の間に、公平性に欠ける点がございましたので、11月の第2回募集では周知期間をとった後、受付期間を設け予算額を上回った場合には、当選、抽選という方法に変更した次第でございます。

今年度はですね、制度が周知されましたし、当初から抽選式を採用して、公平感や疑念を抱かれないように、公開で実施いたしましたので、大きな混乱についてはございませんでした。

## 東清剛議長

中津畑正量君。

## 16番 中津畑正量議員

リフォームというのは、やっぱり皆さんの心にはまったと言いますか、良い制度やということで、嬉しく良かったわというような話も本当に聞いております。それだけに今後、問題としてはちょっと飛ばして3番になりますが、町民の方や抽選をはずれた方から、今後も補

助金を継続してやってもらえますかというような話も出ております。これは何故ですか、わずかな人が、例えば 10 人、前では 9 名ですが、それだけのハズれる人がおりながら、わずかなお金でその 1 年、しかもある人から言わせたら、2 回落ちたもんで何とかならんのかなという話もありましたけれど、これは仕方がないと言えば仕方がないんですけど、もう少し予算を仮に 50 万円になったら、たいがいいけるんじゃないやろか。実際には足らんで、どんどん、どんどん上げていくということではないけれど、実際にわずかな 10 人以下のみ出しやもんで、そこら辺はちょっと来年度の予算については考えて、少し予算を上げられないのかと。どんどん、30 人も 40 人もよう当たれなんだんで、今度はなんとかならんかということもありますけれど、今まではそんなに目茶苦茶な大きいはみ出しではなかったと私は思っておりますが、町長そこら辺で考え方を、2 回も続けて落ちてしまうと、やっぱり結構待っておるのも大変なんだというような話もあったんですが、ちょっとそこら辺は町長の考えをもってですね、20 万円でも 30 万円でも 50 万円でも、予算を組んでもらったらプラスしたら、そこまでしたらほとんどなくなってしまおうって、困る人が困る、早くしたいなという思ってもできなかったということでもありますんで、町長の気持ち 1 つですが、そこら辺はどうですか、考える余地がないですか。

#### **東清剛議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

厳しいね、財政状況が続いている中で、この 500 万円というリフォーム補助金という形でさせていただいたんで、来年度について予算を増やせということなんですが、我々としては前向きには検討しておりますが、計画的にですね、やっていくことがこういう制度の基本ではないかなと思っておりますんで、いろいろと予算は考えますが、なかなか多くしても、今度多くしてもまたハズれる方がいらっしゃれば、それがどんどん際限なくという話になっても、どうしようもない。

それともう 1 点ね、約 7 割の方がリフォームで改修しようという話になっています。ということはリフォームがなかったら来年に延ばそうかという人もいらっしゃるのも事実だと思うんで、そういう方たちにもですね、どうしても必要な方というのは、100 万円でも 10 万円の補助金で申請するわけなんで、我々としてはただ今、質問を真っ直ぐに答えさせていただきますと、厳しい予算の中で 500 万円をリフォーム補助金としてさせていただきましたので、来年も前向きに検討させていただきたいという程度のお答えで、よろしく願い申し上げ

げます。

#### **東清剛議長**

中津畑正量君。

#### **16番 中津畑正量議員**

前の答弁も、町長の気持ちはよくわかります。しかしながら、こういうふうに3回目当たらんだったらというような、結構そういう人が2人ばかり言ってましたけども、そやけども、そこまで苦しめなくても、苦しめなくとも言ったら、当たってなんとか直そうという、どこかわかんけどね、そういう点ではぜひ考えていくべきだと、目茶苦茶100万円とか200万円を予算を増やそうというようなことではないんで、そういう点では町長の腹ひとつでいけるんかなという、これから先のことですから、予算の次の予算にはやっぱりきちっと持たって欲しいなという気はいたします。その人だけやなくて、これからも本当にこっだけ50人過ぎるような人たちが来てくれるんですわね。そういう点では今までやったら、自分でするわけじゃなくて、抽選は職員がやってもらうということでは、そのほうが私もいいと思います、先ほども言いましたように。そういう点で町長、予算をやっぱり本当に20万円、30万円でも、それだけでも結構ええんじゃないかなと思うけども、そやけど10人から超えてくるとね、やっぱりちょっとぐらいしてもあかんかという話も出てくるとは思いますが、そこら辺はやっぱりできる範囲で、やっぱりちょっと考えたってほしいな、私も知る人でもないけど、よかったね、よかったわというような話が結構多いもんですから、はじめてだんだん少なくなってしまうと、半分ぐらいになってくるんじゃないかなと、私も思ってますけども、そうではなくて皆さん考え、全体を見ながらこっだけなんとかいけるやろという格好でやっとなる人もおられるんやろうけど、そこら辺で町長の考え方を、ぜひ予算の増額をしていただけないだろうかということで、私はお願いをしておきます。

その答えと2つ目の補助金の経済効果についてですね、やっぱりどこまで効果があるかというのは、なかなか難しいとは思いますが、このやり方は結構10年からやっとなるところもありますし、そういう意味ではこの補助金の経済効果そのものをどのように考えておられるか。その点をお聞きいたします、その2点をお願いいたします。

#### **東清剛議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

補助金ですね、交付決定額は予算どおり500万円ということでございます。交付を決定

した方の工事予定額については2,922万7,608円ということで、申請されているので数字的には出ております。この補助金がですね、リフォーム工事の誘発と地域経済の活性化に効果を発揮しているものと考えているところでございます。

#### **東清剛議長**

中津畑正量君。

#### **16番 中津畑正量議員**

私は簡単にその2つの点を、町長の姿勢を聞いたわけですが、やっぱりこれから予算を組む時に、リフォームの関係ですが、本当に大きなお金じゃないと思うんですがね、そこらは僕らとは違うんやろけどね。そういう点で、ぜひこれを予算を増額していく方向であつたら、もっともっと多かつたら、そうも言うたられへんのやけども、もっと多くしたりという、今の状態でいけば当然わずかな増額にして、もってもらえるんじゃないかなと、私は思うんですが、その人はどこの人やったかも、私もわからんのやけど、そういう意味で町長、最後になります、これはもう言うたらできないということになるんですか。例えば20万円、30万円でも駄目ですか。そういう点でちょっとこれから検討していくっていうんなら、それでいいですけども。

#### **東清剛議長**

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

これからもということなんで、尚更ですね、計画性をもっていかなければいけないと思います。例え2人、3人の分をですね、520万円、530万円あげたとして、それじゃ6人、7人出てきたらどうするのかという問題になって、やはりその公正さを保つために抽選とかいうですね、方法をとらせていただきましたんで、それは一定なんです。ただ、この補助金は一人1回でございます。一人1回ということはですね、徐々にその方たちは応募なくなりますんで、それが継続してすべての町民の方が使われるかどうかわかりませんので、そういったものを考えるとですね、どんどんこれから増やしていくものではないのではないかなと思います。ただ、予算的にはさっき申し上げましたように、前向きには考えますが、増額的な部分については、もう妙な期待をさせても悪いのではないかなと思います。アッパーで500万円になるんじゃないかなと思います。

#### **東清剛議長**

中津畑正量君。

## 16番 中津畑正量議員

私はこの住宅リフォーム、ほかの方とも、皆さんの声が高くなってできたという考えを持っていますが、実際にはですね、こういうものをもつ時には、だいたい 50 人ちょうど、安い人もおったから、40、55 人になったり、そういうことはよく私、理解はしているつもりです。そやけどそういう人たちやったら、もう目茶苦茶、倍来とったのにというんやったらわかりますけど、わずかな人たちが、それで状態見とって、また 50 人きてくれとるとか、応募するんやというような格好で、よくこういう格好でできたなと思うぐらい、本当に少なくなってきた、10 人減り、20 人減り、そこまでは使い切れないというようなことにもなってきたら、それはそれで皆さんそれで了解することになるんでしょうが、そういう点でね、考えたらやっぱりこれからもどンドン様子を見ながら、増えるか減るか、ちょっとそこら辺は私もわからんですが、そういう点で是非これからも予算の件については、ぜひ努力もしていただきたいように思います。

次回はちょっと早いですが、6分残っておりますけれど、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

## 東清剛議長

これで、中津畑正量君の質問を終わります。

なお、大西瑞香君ほか3名の質問者については、11日の本会議の日程といたします。

---

## 東清剛議長

本日はこれで散会いたします。

(午後 2時 27分)

---



地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

令和 元年 11 月 2 5日

紀北町議会議長                      東 清剛

紀北町議会議員                      奥村 仁

紀北町議会議員                      樋口泰生